

## 資料編

〔目次〕

1	岩手県石油コンビナート等防災本部条例	1
2	岩手県石油コンビナート等防災本部本部員・幹事名簿	2
3	岩手県石油コンビナート等防災本部運営規程	4
4	岩手県石油コンビナート等防災計画修正要領	6
5	防災関係機関等一覧	7
6	特別防災区域の範囲	1 1
7	特定事業所の配置図	1 2
8	防災資機材等の状況	1 6
9	気象予警報等の種類及びその内容	2 1
10	特定事業所の自衛防災組織	3 7
11	相互応援協定等	3 9
(1)	消防相互応援に関する協定書（岩手県内一部事務組合及び市町間）	3 9
(2)	消防相互応援に関する協定書（八戸地域広域市町村圏事務組合及び久慈地区広域行政事務組合間）	4 2
(3)	久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定書	4 4
(4)	災害防止協定書	4 7
(5)	岩手県沿岸排出油等防除協議会会則	5 0
(6)	久慈地区石油コンビナート等特別防災区域防災対策協議会会則	5 9
(7)	久慈地区石油コンビナート等防災相互通信無線局運用細則	6 0
(8)	火災・災害等速報要領について	6 7

# 1 岩手県石油コンビナート等防災本部条例

〔平成5年3月26日〕  
条例第2号

改正 平成16年10月14日条例第49号

岩手県石油コンビナート等防災本部条例をここに公布する。

岩手県石油コンビナート等防災本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第28条第9項の規定により、岩手県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員及び専門員)

第2条 法第28条第5項第4号の規定により知事が指名する者をもって充てる本部員及び同項第9号の規定により知事が任命する者をもって充てる本部員（以下「任命本部員」という。）の定数は、それぞれ12人以内及び2人以内とする。

2 任命本部員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第3条 防災本部に、幹事26人以内を置く。

2 幹事は、本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部会)

第4条 防災本部に、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 防災本部の庶務は、総務部において処理する。

(補足)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第49号）

この条例は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律（平成16年法律第65号）の施行の日から施行する。

## 2 岩手県石油コンビナート等防災本部本部員・幹事名簿

本部長（石災法第 28 条第 2 項）岩手県知事		
本部長職務代理者（石災法第 28 条第 4 項）岩手県副知事		
機関名	本部員	幹事
特定指定地方行政機関 （石災法第 28 条第 5 項第 1 号）		
東北管区警察局	総務監察・広域調整部長	災害対策官
関東東北産業保安監督部 東北支部	東北支部長	保安課長
東北地方整備局	釜石港湾事務所長	副所長
	三陸国道事務所長	副所長
第二管区海上保安本部	八戸海上保安部長	警備救難課長
岩手労働局	労働局長	健康安全課長
陸上自衛隊 （石災法第 28 条第 5 項第 2 号）	東北方面特科連隊長	第 3 科長
岩手県警察本部 （石災法第 28 条第 5 項第 3 号）	本部長	警備課長
知事が部内の職員から指名する者 （石災法第 28 条第 5 項第 4 号）	副知事	
	政策企画部長	副部長兼首席調査監
	復興防災部長	副部長
	ふるさと振興部長	副部長兼ふるさと振興企画室長
	環境生活部長	副部長兼環境生活企画室長
	保健福祉部長	副部長兼保健福祉企画室長
	商工労働観光部長	副部長兼商工企画室長
	農林水産部長	副部長兼農林水産企画室長
	県土整備部長	副部長兼県土整備企画室長
	会計管理者兼出納局長	副局長兼総務課総括課長

機関名	本部員	幹事
	医療局長	医療局次長
		消防安全課総括課長
特別防災区域所在市 (石災法第 28 条第 5 項第 5 号)	久慈市長	総務部長
指定市町村 (石災法第 28 条第 5 項第 6 号)	洋野町長	総務課長
	野田村長	総務課長
消防機関 (石災法第 28 条第 5 項第 7 号)	久慈広域連合消防本部消防長	消防課長
特定事業者 (石災法第 28 条第 5 項第 8 号)	独立行政法人 エネルギー・金属鉱物資源機構 久慈国家石油備蓄基地事務所長	副所長併工務安全課長

本部員	定数	実数	本部員	定数	実数
1号本部員	6	6	6号本部員	2	2
2号本部員	1	1	7号本部員	1	1
3号本部員	1	1	8号本部員	1	1
4号本部員	1 1	1 1	9号本部員	2	0
5号本部員	1	1	合計	2 6	2 4

幹事	定数	実数	幹事	定数	実数
1号本部員関係	6	6	6号本部員関係	2	2
2号本部員関係	1	1	7号本部員関係	1	1
3号本部員関係	1	1	8号本部員関係	1	1
4号本部員関係	1 1	1 1	9号本部員関係	2	0
5号本部員関係	1	1	合計	2 6	2 4

### 3 岩手県石油コンビナート等防災本部運営規程

#### (目的)

第1条 この規程は、岩手県石油コンビナート等防災本部条例（平成5年岩手県条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、岩手県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (会議)

第2条 防災本部の会議（以下「会議」という。）の招集は、本部長が会議開催の5日前までに開催日時、開催場所及び議事を示して本部員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

2 会議は本部長（本部長に事故があるときはその指名する本部員）及び本部員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

#### (専決処分)

第3条 本部長は、本部が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害が発生した場合において、関係機関等が岩手県石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。

(2) 石油コンビナート等現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。

(3) 災害が発生した場合において、国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他の都道府県との連絡を行うこと。

2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告しなければならない。

#### (部会)

第4条 防災本部に置く部会の名称、数及び構成については、本部長が会議に諮って定める。

2 部会の招集は、部会長が本部長の承認を得て行うものとする。

3 本部長は、会議において部会に付議すべき事項と決定したものについては、速やかに部会に付議するものとする。

4 部会長は、付議された事項の調査審議を終わったときは、速やかにその結果を本部長に報告するものとする。

5 部会長は、調査審議のため必要があるときは、本部長の承認を得て部会に属さない本部員及び専門委員の出席を求めることができる。

6 第2条の規定は、部会について準用する。

#### (幹事会)

第5条 本部長は、防災本部の運営について必要があるときは、幹事会を開催することができる。

- 2 部会長は、部会の運営について必要があるときは、本部長の承認を得て、当該部会を構成する本部員の所属する機関等から任命された幹事の幹事会を開催することができる。
- 3 第2条の規定は、幹事会について準用する。

(補則)

第6条 この規定に定めるもののほか、防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成5年6月4日から施行する。

#### 4 岩手県石油コンビナート等防災計画修正要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）が、岩手県石油コンビナート等防災計画（以下「計画」という。）を修正するための手続きについて定めるものとする。

(計画の修正)

第2 防災本部は、石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第31条第1項の規定に基づき、毎年、計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正するものとする。

(修正手続き)

第3 本部長は、毎年、計画に関係する機関（以下「防災関係機関」という。）に対し、現行計画についての修正意見を照会するものとする。

2 防災関係機関は、それぞれの所掌する事項等について検討し、修正の必要がある場合には、その内容及び関係資料を防災本部の事務局（岩手県復興防災部消防安全課）に提出するものとする。

3 防災関係機関から修正意見が提出された場合は、次により計画を修正するものとする。

(1) 事務局は、防災関係機関から提出された修正意見をもとに、修正計画案を作成し、本部長に報告するものとする。

(2) 本部長は、修正計画案の内容が、計画の趣旨に変更を生じない範囲の軽微な修正であると認める場合は、本部員に対し文書により協議し、計画を修正するものとする。

なお、必要に応じ、幹事会を招集し、事前に審議するものとする。

(3) 本部長は、修正計画案の内容が、軽微な修正ではないと認める場合は、防災本部の会議を招集し、審議し、計画を修正するものとする。

(4) 本部長は、計画を修正した場合は、法第31条第3項の規定に基づき、修正した計画を経済産業大臣及び総務大臣に提出するとともに、その要旨を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成5年7月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。



## 5 防災関係機関等一覧

### (1) 防災本部構成機関等

機関名 (担当課等)	住所	電話番号
東北管区警察局総務監察・広域調整部 (災害対策官)	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-3-1	022(221)7181 内線 5860・5521 (夜間・休日)2070~1
関東東北産業保安監督部東北支部 (保安課)	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎	022(263)1111 内線 5030~2
東北地方整備局		
釜石港湾事務所	〒026-0011 釜石市港町 2-7-27	0193(22)9115
久慈港出張所	〒028-0041 久慈市長内町第 40 地割 108-13	0194(53)0257
三陸国道事務所 (管理課)	〒027-0029 宮古市藤の川 4-1	0193(62)1711
久慈維持出張所	〒028-0051 久慈市川崎町 16-35	0194(53)2790
第二管区海上保安本部 八戸海上保安部 (警備救難課)	〒031-0831 八戸市築港街 2-16	0178(33)1221
岩手労働局 (健康安全課)	〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎	019(604)3007
陸上自衛隊 東北方面特科連隊 (第 3 科)	〒020-0601 岩手県滝沢市後 268-433	019(688)4311
岩手県警察本部 (警備課)	〒020-8540 盛岡市内丸 8-10	019(653)0110
岩手県久慈警察署 (地域課)	〒028-0021 久慈市門前 3-1	0194(53)0110
岩手県 (消防安全課)	〒020-8570 盛岡市内丸 10-1	019(651)3111

機関名(担当課等)	住所	電話番号
久慈市(防災危機管理課)	〒028-0041 久慈市長内町 29-21-1	0194(52)2173
洋野町(総務課防災推進室)	〒028-7995 九戸郡洋野町種市 23-27	0194(65)2111
野田村(総務課庶務防災班)	〒028-8201 九戸郡野田村大字野田 20-14	0194(78)2111
久慈広域連合消防本部 (消防課)	〒028-0041 久慈市長内町 29-21-1	0194(53)0119
独立行政法人 エネルギー・金属 鉱物資源機構 久慈国家石油備蓄基地事務所	〒028-0001 久慈市夏井町閉伊口 第8地割 105 番地 2 号	0194(52)2215
独立行政法人 エネルギー・金属 鉱物資源機構本部	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-10-1 虎ノ門ツインビルディング	03(6758)8000

(2) その他の行政機関

機関名(担当課等)	住所	電話番号
東北運輸局総務部 (総務部安全防災・危機管理課)	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1	022(297)8001
仙台管区气象台 (地震火山課・予報課)	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪 1-3-15	022(297)8171 8103
盛岡地方气象台	〒020-0821 盛岡市山王町 7-60	019(622)7870
東京航空局	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎	0198(26)2015 (花巻空港出張所)
東京航空局花巻空港出張所	〒025-0004 花巻市葛第3地割 183-1	0198(26)2015

## (3) 指定公共機関

機関名 (担当課等)	住所	電話番号
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 (安全企画ユニット)	〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通 1-41	019 (651) 7931
東日本電信電話(株) 岩手支店 (災害対策室)	〒020-0021 盛岡市中央通 1-2-2	019 (625) 4960 夜間 (090-4554-9245)
日本銀行盛岡事務所	〒020-0021 盛岡市中央通 1-2-3	019 (624) 3622
日本赤十字社岩手県支部 (事業推進課)	〒020-0831 盛岡市三本柳 6-1-10	019 (638) 3610
日本放送協会 盛岡放送局 (放送部)	〒020-8555 盛岡市上田 4-1-3	019 (626) 8811
東北電力(株)岩手支店 (地域共創本部)	〒020-8521 盛岡市紺屋町 1-25	019 (653) 4940
東北電力ネットワーク(株) 岩手支社 (総務広報)	〒020-8521 盛岡市紺屋町 1-25	019 (623) 5425
日本通運(株)仙台支店ロジス ティクス第二部	〒020-0857 盛岡市北飯岡 1-10-32	019 (636) 1700
(株)NTT ドコモ (災害対策室)	〒980-8515 仙台市青葉区上杉 1-1-2 ドコモ東北ビル	022 (723) 5618

## (4) 指定地方公共機関

機関名 (担当課等)	住所	電話番号
(株) I B C 岩手放送 (報道部)	〒020-8566 盛岡市志家町 6-1	019 (623) 3141
(株) テレビ岩手 (報道部)	〒020-0023 盛岡市内丸 2-10	019 (624) 1166
(株) 岩手めんこいテレビ (報道制作部)	〒020-0866 盛岡市本宮字松幅 89	019 (656) 3303
(株) 岩手朝日テレビ (報道制作部)	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通 2-6-5	019 (629) 2525
(株) エフエム岩手 (放送部)	〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通 8-17	019 (625) 5511
(公社) 岩手県トラック協会	〒020-0891 矢巾町流通センター南 2-9-1	019 (637) 2171
(公社) 岩手県バス協会	〒020-0878 盛岡市肴町 4-5	019 (651) 0680
岩手県交通(株) (総務課)	〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通 3-55	019 (604) 1552
岩手県北自動車(株) (総務課)	〒020-0033 盛岡市盛岡駅前北通 5-1	019 (654) 5811
三陸鉄道(株) (施設課)	〒027-0076 宮古市栄町 4	0193 (62) 8900
一般社団法人岩手県医師会	〒020-8584 盛岡市菜園 2-8-20	019 (651) 1455
( 一般社団法人久慈医師会	〒028-0056 久慈市中町一丁目 67	0194 (53) 0114

一般社団法人岩手県歯科医師会	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通 2-5-25	019(621)8020
〔 久慈歯科医師会	〒028-0041 久慈市長内町 30-16-3	0194(61)1555
		〕

## 6 特別防災区域の範囲

### (1) 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（抄）

〔昭和 51 年 7 月 9 日〕  
〔政 令 第 192 号〕  
〔平成 18 年 11 月 10 日〕  
〔政 令 第 353 号〕

#### 久慈地区

岩手県久慈市侍浜町麦生第 1 地割、第 2 地割、第 7 地割及び第 9 地割並びに夏井町閉伊口第 5 地割及び第 8 地割並びに鳥谷第 5 地割の区域のうち主務大臣の定める区域

### (2) 石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（抄）

〔昭和 51 年 7 月 14 日〕  
〔通商産業省 告示第 1 号〕  
〔自治省〕  
平成 18 年 11 月 10 日改正  
平成 27 年 12 月 4 日改正

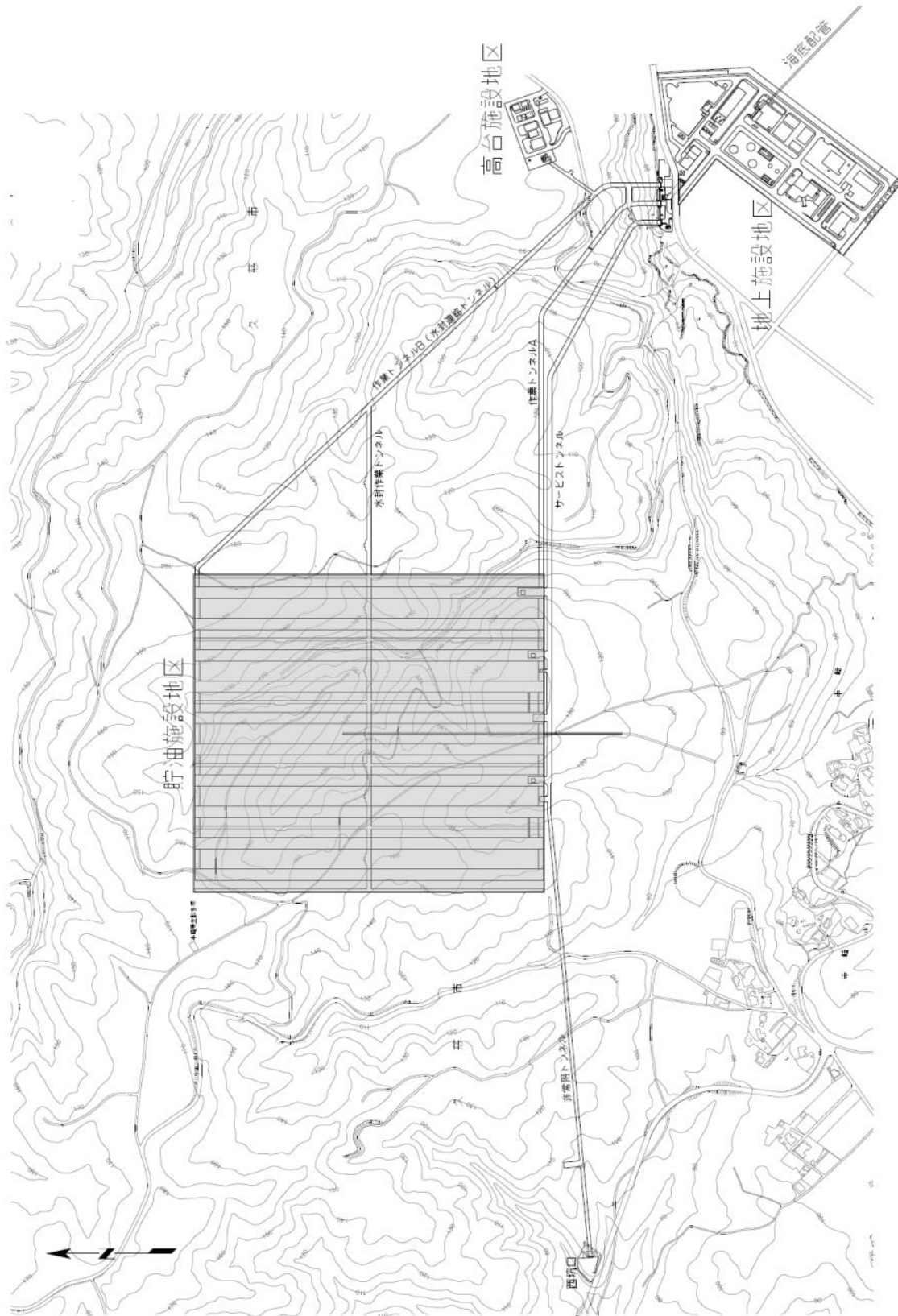
#### 久慈地区

岩手県久慈市侍浜町麦生第 1 地割 43 番 1、43 番 7 から 43 番 12 まで、44 番 2 から 44 番 9 まで、44 番 12、44 番 13、44 番 15、44 番 16、44 番 24、44 番 25、44 番 32 から 44 番 36 まで、44 番 38、45 番 2、45 番 3、45 番 7、45 番 23 から 45 番 25 まで及び 45 番 30、第 2 地割 16 番 1、16 番 2、16 番 11、16 番 16、17 番 1、17 番 3 から 17 番 7 まで、18 番 2、18 番 6 から 18 番 21 まで、18 番 23 から 18 番 39 まで、18 番 41、18 番 46、18 番 50 から 18 番 52 まで、18 番 55 から 18 番 67 まで、18 番 69、18 番 81、18 番 83、18 番 84、18 番 86 から 18 番 91 まで、18 番 93、18 番 94、19 番 1、19 番 3、19 番 4、20 番、21 番 1 及び 21 番 2、第 7 地割 49 番 1 並びに第 9 地割 42 番 1、42 番 9 及び 42 番 10 並びに夏井町閉伊口第 5 地割 65 番、70 番 1 から 70 番 5 まで、71 番 2、72 番 1、73 番 1 から 73 番 10 まで、74 番 1 から 74 番 6 まで、75 番 1 から 75 番 4 まで、76 番 1、77 番 1、78 番 1 から 78 番 6 まで、82 番 1 及び 84 番並びに第 8 地割 69 番 2、70 番 2、70 番 40、99 番 1、99 番 5、99 番 11、99 番 17 から 99 番 19 まで、100 番 1 から 100 番 12 まで、101 番 1、101 番 2、102 番 1、102 番 3、105 番 2 及び 105 番 3 並びに鳥谷第 5 地割 78 番、79 番 1、79 番 2、80 番、81 番 1 から 81 番 7 まで、81 番 9 から 81 番 11 まで、82 番 1 から 82 番 3 まで及び 83 番 2 の区域



## 7 特定事業所の配置図

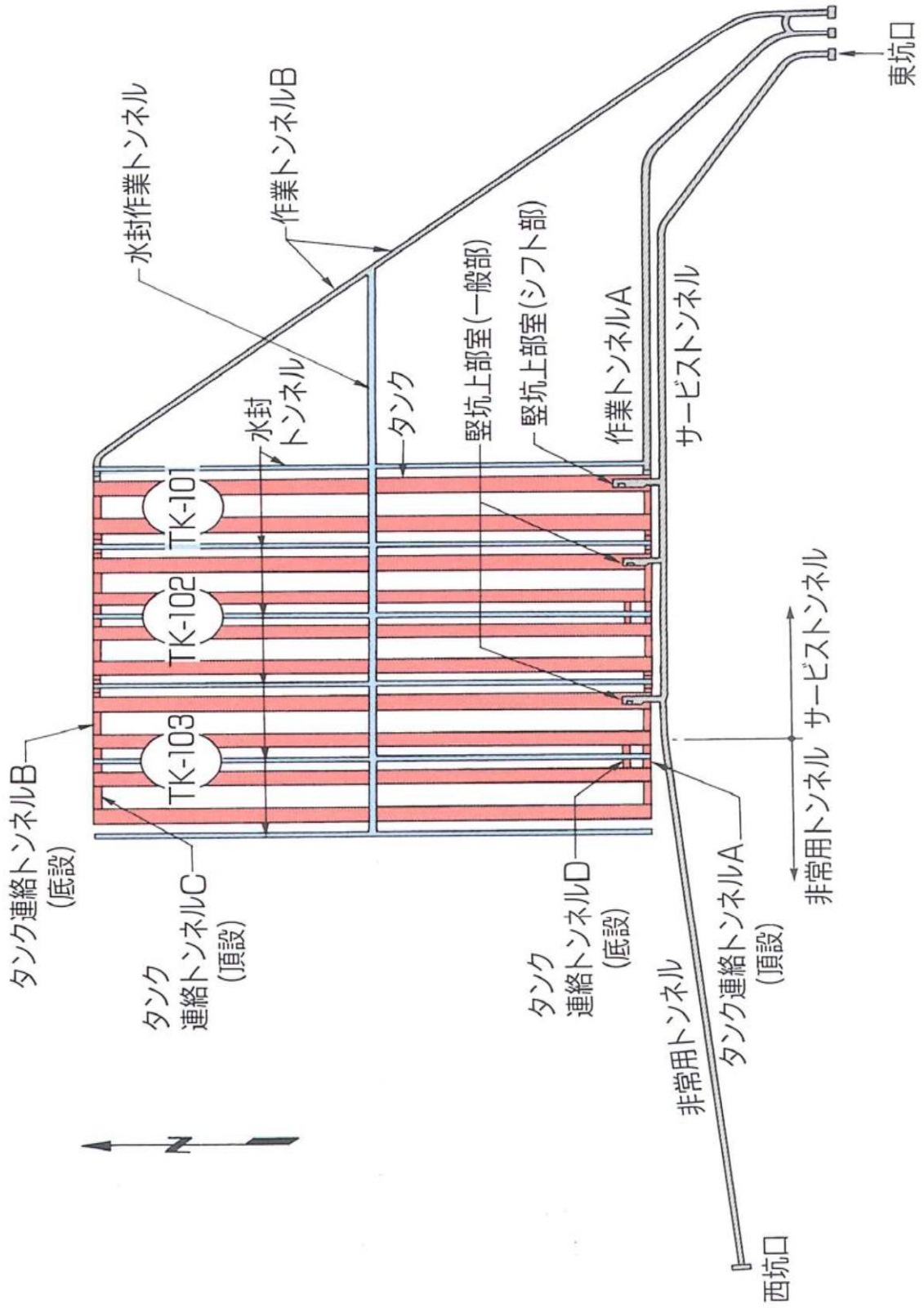
### (1) 全体配置図



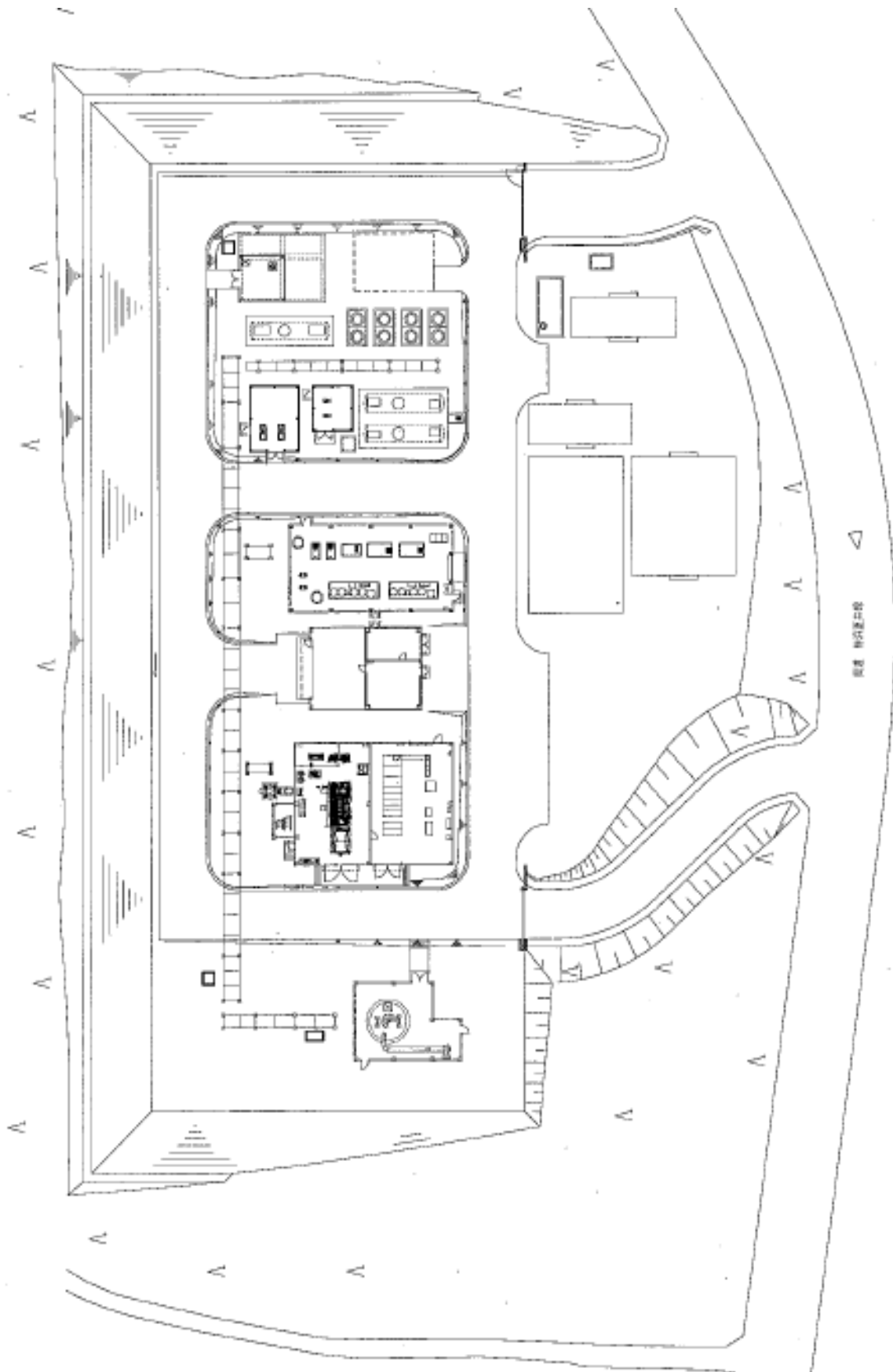




(3) 地下設備



(4) 高台設備



## 8 防災資機材の状況

### (1) 特定防災施設等の状況

#### ア 防油堤（容量、総延長、構造）

区 分	容量	総延長	構 造
防油堤	1,409m <sup>3</sup>	284m	盛土（コンクリート表面処理）

#### イ 消火用屋外給水施設

区 分		内 容	
水 源	種別	貯水槽	
	水量	600m <sup>3</sup>	
	他の給水施設等との兼用	有（泡消火施設）	
配 管	消火栓	23 個	
	総延長	1,500m	
	他の給水施設等との兼用	有（泡消火施設）	
加圧ポンプ	全揚程	85 m	140 m
	吐出量	10,917 l/分	8,417 l/分
	基数	2 基	
	他の給水施設等との兼用	有（泡消火施設）	
代 替 施 設		有（ディーゼルエンジン直結）	

#### ウ 泡消火施設、補助泡消火施設

区 分		内 容	
泡源液	種別	3%超耐寒たんぱく泡	
	泡量	37,090 l	
配 管	消火栓	21 個	
	総延長	約 1,470 m	
加圧ポンプ	全揚程	180 m	
	吐出量	310 l/分	
	基数	2 基	
非 常 電 源		有	

#### エ 非常通話設備

区 分	内 容
種 別	有線電気通信設備
非常通話設備の回線	消防本部直通 1 加入電話 5
備 考	構内放送設備

(2) 防災資機材等の状況

資機材等名	独立行政法人 エネルギー ・金属鉱物資源機構 久慈国家石油備蓄基地		久慈広域連合 消防本部		八戸海上保安部		岩手県		久慈市、洋野町、野田村	
	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考
小型動力ポンプ									89 台	久慈市-46 台 洋野町-27 台 野田村-13 台
消防ポンプ車			1 台	A 2 級					30 台	久慈市-17 台 A 2 級 洋野町-11 台 A 2 級 野田村- 2 台 A 2 級
水そう付消防ポンプ車			8 台	A 2 級					5 台	洋野町- 4 台 A 2 級 野田村- 1 台 A 2 級
化学車 救急車 司令車 指令車  指揮車 水そう車 屈折はしご車 林野工作車 査察車 広報車 資機材搬送車	1 台	A 1 級	2 台 8 台 1 台	高規格- 8					6 台	久慈市- 3 台 洋野町- 2 台 野田村- 1 台
			2 台						1 台	洋野町- 1 台
			1 台						3 台	久慈市
			4 台						5 台	久慈市
			1 台							
巡視船					2 船	しもきた、まべち				
巡視艇					2 艇	むつかぜ、むつぎく				
油回収船	1 隻	50m <sup>3</sup> /h								

資機材等名	保有者		久慈広域連合 消防本部		八戸海上保安部		岩手県		久慈市、洋野町、野田村	
	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考
油回収装置	1式 1式 2式 2式	デスターミネタ（ちかびさんりく搭載） パワーパック（ドラム式） ミニバッグシステム 油回収パージ（25m3）			1基	ハイコマ・デルタスキマー				
油回収機材	1式	シー・スイパーM-07型（高粘度・油回収ネット型）			1セット	シー・スイパーM-07型（高粘度・油回収初型）				
可搬式放水銃	4基		3基							
高発泡器	1基		3基							
発泡管鎗	7基		6基							
耐熱服	6着		7着							
防火服	14着									
空気(酸素)呼吸器	22基	空気12、酸素10	83基	空気77、酸素6						
無線設備										
固定局			10局						1局	久慈市
基地局	1局		5局	(1局)	1局	(防災相互連絡用)			72局	久慈市-35台 洋野町-35台 野田村-2台
移動局	25局		32局							
携帯局	5局	(防災相互通信用)	26局	(12局) ( )書は防災相互通信用の周波数を共有するもの	9局	(防災相互連絡用)			29局	久慈市-15台 洋野町-10台 野田村-4台

資機材等名	独立行政法人 エネルギー ・金属鉱物資源機構 久慈国家石油備蓄基地		久慈広域連合 消防本部		八戸海上保安部		岩手県		久慈市、洋野町、野田村	
	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考
人工蘇生器			8 基							
土のう	500 袋								2,450 袋	
エンジンカッター			12 基						1 基	久慈市
油圧式救助器具			11 基						1 基	久慈市
マット型空気ジャッキ			6 基							
オイルフェンス	2,300m	準C型			300m	B型			364m	
泡消火薬剤	37.09 kl	たんぱく系	4.67 kl	たんぱく系 1.44 界面活性系 1.65 水成膜泡 1.58	1.5kl	たんぱく系				
油処理剤	3.276 kl	自己攪拌型	0.8kl	たんぱく系 0.8	1.116kl					
油処理剤散布装置	2 基	自己攪拌型油分散剤散布装置			1 基	K-3				
油吸着剤	2,050 kg 48 袋	マット式 オイルスネア(高粘度用)	428kg		278kg	マット式				

資機材等名	独立行政法人 エネルギー ・金属鉱物資源機構 久慈国家石油備蓄基地		久慈広域連合 消防本部		八戸海上保安部		岩手県		久慈市、洋野町、野田村	
	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考	数量	備考
〔空中消火用〕 消火薬剤散布装置 混合機 組立水槽 可搬動力ポンプ 吸水管			5台 2台 2台 3台 3本	7001型  2, 5001型 B3級 空冷 75m×6m			6台	7001型		
可搬式散水装置 化学消火剤 消火液増粘剤 着色剤 安全メガネ 防塵マスク			117基 45袋 10袋 1箱 29個 29個	MAP CMC			2.3t 25袋	MAP CMC		

## 9 気象警報、注意報等の種類及びその内容

### (1) 気象業務法に基づくもの

#### ア 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

#### イ 情報の種類

種 類	内 容
早期注意情報（警報級の可能性）	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、内陸、沿岸単位で発表される。大雨や高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
岩手県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が内陸、沿岸北部、沿岸南部単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。



種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水警報	上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップにより災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

備考1 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

2 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨警報・注意報などの基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

#### エ キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）等の概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・ 「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・ 「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・ 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図</p>

	<p>上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・ 「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・ 「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・ 「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて、常時10分ごとに更新している。</p>

オ 地震動の警報及び地震情報の種類

(ア) 緊急地震速報(警報)

- ・ 気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による市区町村の防災行政無線等を通じて住民に伝達される。
- ・ 震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合の緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。

(イ) 地震情報の種類と内容

種類	発表基準	内容
震度速報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震度3以上</li> </ul>	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震度3以上(津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。)</li> </ul>	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	<p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震度1以上</li> <li>・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時</li> <li>・ 緊急地震速報(警報)発表時</li> </ul>	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震度5弱以上</li> </ul>	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

長周期地震動に関する観測情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</li> </ul>	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）。
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※</li> <li>マグニチュード 7.0</li> <li>都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</li> <li>※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</li> </ul>	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。※</p> <p>※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表</p>
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</li> </ul>	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
北海道・三陸沖後発地震注意情報（※）	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合に、情報が発表される。</li> <li>想定震源域の外側でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発表される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。</li> <li>防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。</li> </ul>

（※） ○情報発表の流れ

・気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発表の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。

○情報に関する留意事項

・「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。

○以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。

・この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するというものではない。

・後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。

・後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。

・後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。

・モーメントマグニチュード 8 クラスの大規模地震は、後発地震への注意を促す情報が発表されていない状況で突発的に発生することが多い。

・最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さいモーメントマグニチュード 8 クラスの地

震等にも備える必要がある。

- ・情報発表の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。
- ・すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

(ウ) 地震活動に関する解説資料等

- ・地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報等発表時（遠地地震による発表時除く）</li> <li>・岩手県内で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</li> <li>・地震解説資料（全国速報版）上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。</li> <li>・地震解説資料（地域速報版）上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</li> </ul>
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報等発表時</li> <li>・岩手県内で震度5弱以上を観測</li> <li>・社会的に関心の高い地震が発生</li> </ul>	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</li> <li>・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。</li> </ul>
地震活動図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期（毎月）</li> </ul>	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期（毎週金曜日）</li> </ul>	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

カ 津波警報等の種類

(ア) 津波警報等の種類と内容

- ・津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。
- ・大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。
- ・津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値により発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震が発生した場合に

においては、津波警報等発表の時点では精度のよい地震の規模を求めることができないことから、その海域における最大の津波想定等をもとに予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

- ・ 予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表した場合においては、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、数値で示した予想される津波の高さを発表する。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想される津波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

\* 大津波警報を「特別警報」に位置づけています。

#### 津波警報・注意報と避難のポイント

- ・ 震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始しましょう。
- ・ 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。
- ・ 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・ 津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

注)・ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

- ・ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(イ) 津波情報の種類と内容

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

- (※1)
- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
  - ・ 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
  - ・ 最大波の観測値の発表内容は以下のとおり。

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

- (※2)
- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
  - ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
  - ・ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
  - ・ 沖合いで観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容は以下のとおり。

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(ウ) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内 容
津波予報	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。
	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）。	津波の心配なしの旨を発表

キ その他

(消防法に基づくもの)

種 類	通 報 基 準
火災気象通報	通報基準は、乾燥注意報、強風注意報の発表基準と同一。 乾燥注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥】 強風注意報 ⇒ 火災気象通報【強風】 乾燥注意報及び強風注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥・強風】
火災警報	火災気象通報が通知され、市町村の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合



市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
盛岡地域	盛岡市	13	98
	八幡平市	13	116
	滝沢市	14	111
	雫石町	15	111
	葛巻町	13	94
	岩手町	13	87
	紫波町	12	108
	矢巾町	11	124
二戸地域	二戸市	8	92
	軽米町	9	101
	九戸村	10	111
	一戸町	11	109
花北地域	花巻市	15	92
	北上市	15	93
	西和賀町	15	122
遠野地域	遠野市	15	92
奥州金ヶ崎地域	奥州市	12	91
	金ヶ崎町	14	102
両磐地域	一関市	13	110
	平泉町	14	122
久慈地域	久慈市	8	105
	普代村	12	121
	野田村	10	102
	洋野町	13	113
宮古地域	宮古市	11	86
	山田町	10	127
	岩泉町	13	82
	田野畑村	11	129
釜石地域	釜石市	10	124
	大槌町	9	121
大船渡地域	大船渡市	12	128
	陸前高田市	10	132
	住田町	13	114

## (別表2) 洪水警報基準

令和6年5月23日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
盛岡地域	盛岡市	北上川流域=37.6, 大沢川流域=6.6, 南川流域=10.8, 築川流域=17.4, 濁川流域=9.9, 大橋川流域=5.4, 松川流域=23, 西郡川流域=5.4, 金洗川流域=6.2, 砂子川流域=5.6, 諸葛川流域=18.1, 米内川流域=15.5, 湯沢川流域=5.7 生出川流域=9.4, 飛田川流域=5.7	北上川流域= (6, 33.8), 雫石川流域= (12, 35.7), 大橋川流域= (8, 4.8), 松川流域= (6, 20.7)	北上川上流 [館坂橋・明治橋・山岸], 雫石川 [太田橋]
	八幡平市	安比川流域=14.3, 目名市川流域=7.4, 打田内川流域=7.7, 鍋越川流域=10.2, 松川流域=23.6, 赤川流域=21.6, 涼川流域=8.5, 押口沢流域=4.6, 小松尾沢川流域=5.3, 米代川流域=29.1, 矢神川流域=7, 大沢川流域=8.2, 切通川流域=8.9, 寺沢川流域=5.1	安比川流域= (7, 12.8), 打田内川流域= (7, 6), 松川流域= (5, 21.2), 涼川流域= (5, 6.8), 押口沢流域= (5, 4.1), 米代川流域= (5, 26.1), 矢神川流域= (5, 6.3)	—
	滝沢市	北上川流域=54.6, 諸葛川流域=14.3, 金沢川流域=8.2, 越前堰流域=10.2, 木賊川流域=5.8, 巢子川流域=4.9, 仁沢瀬川流域=6.5	木賊川流域= (6, 5.2), 巢子川流域= (6, 4.4)	—
	雫石町	雫石川流域=36.7, 黒沢川流域=10.6, 矢櫃川流域=12.9, 南畑川流域=18.6, 篤宿川流域=14.7, 赤沢川流域=8.5, 上野沢流域=6.5, 志戸前川流域=16.4	矢櫃川流域= (5, 11.6), 篤宿川流域= (5, 13.2), 赤沢川流域= (5, 7.6), 上野沢流域= (5, 5.8)	—
	葛巻町	馬淵川流域=18.7, 星野川流域=5.7, 山形川流域=11.9, 外川川流域=11.3, 元町川流域=5.6, 宇別川流域=10.5, 土谷川流域=8.3	馬淵川流域= (5, 14.7), 土谷川流域= (5, 7.4)	—
	岩手町	北上川流域=3.4, 古籾川流域=11.2, 江刈内川流域=4.5, 大坊川流域=10.2, 笈ノ口川流域=3.3, 横沢川流域=6.2, 朽木川流域=4.8, 太田川流域=4.1, 黒内川流域=8.2, 黒石川流域=8.4	北上川流域= (5, 3), 江刈内川流域= (5, 4), 笈ノ口川流域= (11, 2.9), 横沢川流域= (5, 5.5)	—
	紫波町	滝名川流域=15.6, 赤沢川流域=9.7, 平沢川流域=4.1, 大坪川流域=6.9, 岩崎川流域=13.2, 沢内川流域=7.6, 佐比内川流域=7.3, 平栗沢流域=2.5, 中沢川流域=5.2, 宮手川流域=9.6	北上川流域= (5, 51.3), 滝名川流域= (5, 14), 赤沢川流域= (5, 9.6), 平沢川流域= (7, 4.1), 大坪川流域= (9, 4), 岩崎川流域= (5, 11.3), 沢内川流域= (5, 6.8), 佐比内川流域= (5, 6.5), 平栗沢流域= (5, 2.2)	北上川上流 [明治橋・紫波橋]
	矢巾町	大白沢川流域=6.1, 太田川流域=9.1, 岩崎川流域=6.1, 芋沢川流域=3.8, 向田川流域=3.6, 見前川流域=9.4	大白沢川流域= (6, 5.6), 岩崎川流域= (6, 6.1), 芋沢川流域= (6, 3.3), 見前川流域= (6, 8.4)	北上川上流 [明治橋]
二戸地域	二戸市	馬淵川流域=36.5, 金田一川流域=11.5, 仁左平川流域=6.6, 十文字川流域=13, 白鳥川流域=8.7, 安比川流域=36.2, 中沢川流域=4.2, 蒔前川流域=5.4, 川又川流域=8.3, 岡本川流域=11, 吉田川流域=5.8, 太田川流域=7.3, 山内川流域=8.8	馬淵川流域= (5, 34.7), 金田一川流域= (5, 10.3), 安比川流域= (5, 19.7)	—
	軽米町	雪谷川流域=19.6, 瀬月内川流域=11.4, 塚内川流域=4.1, 笹渡川流域=8.6, 沢尻川流域=4.7, 小玉川流域=10.9, 米田川流域=8.1, 蛇口川流域=6.3	雪谷川流域= (5, 17.6), 瀬月内川流域= (5, 11.4), 笹渡川流域= (5, 7.7), 沢尻川流域= (5, 4.2), 米田川流域= (5, 7.2), 蛇口川流域= (5, 5.6)	—
	九戸村	雪谷川流域=4.5, 瀬月内川流域=9.4, 荒田川流域=3, 大志田川流域=3.2, 安堵城沢流域=3.9	雪谷川流域= (7, 4), 瀬月内川流域= (5, 8.4), 荒田川流域= (5, 2.7)	—
	一戸町	馬淵川流域=27.8, 女鹿川流域=10.8, 平糠川流域=5, 二ツ石川流域=11.6, 小繫川流域=5.7, 田子川流域=5.8	馬淵川流域= (5, 27.3), 平糠川流域= (5, 4.5), 小繫川流域= (5, 5.1)	—
花北地域	花巻市	飯豊川流域=7.7, 豊沢川流域=24.7, 後川流域=4.4, 瀬川流域=14.9, 添市川流域=11.7, 滝沢川流域=5.9, 稗貫川流域=15.8, 葛丸川流域=16.3, 薬師堂川流域=6, 台川流域=7.1, 小通川流域=4.3, 毒沢川流域=9.1, 小又川流域=9.7, 大堰川流域=5.6, 中居川流域=13.9	北上川流域= (5, 32.4), 飯豊川流域= (5, 6.1), 豊沢川流域= (9, 18.2), 後川流域= (5, 4.2), 猿ヶ石川流域= (5, 38.4), 薬師堂川流域= (7, 3.7), 台川流域= (5, 5.3), 小又川流域= (5, 8.7)	北上川上流 [紫波橋・朝日橋], 猿ヶ石川 [安野]
	北上市	和賀川流域=47.4, 黒沢川流域=7.5, 飯豊川流域=8.4, 夏油川流域=17.8, 尻平川流域=13.9, 北本内川流域=17.9	北上川流域= (5, 75.7)	北上川上流 [朝日橋・男山], 猿ヶ石川 [安野]
	西和賀町	和賀川流域=33.6, 南本内川流域=21.8, 小鬼ヶ瀬川流域=8.8, 鬼ヶ瀬川流域=11.8, 下前川流域=8.4, 本内川流域=12.2, 七内川流域=10.3, 横川流域=21.6	和賀川流域= (5, 30.2), 横川流域= (5, 19.4)	—
遠野地域	遠野市	猿ヶ石川流域=39.1, 寺沢川流域=5.1, 来内川流域=13.4, 早瀬川流域=16.1, 猫川流域=11.6, 小鳥瀬川流域=22.6, 琴畑川流域=9.7, 荒川流域=11.1	猿ヶ石川流域= (5, 35.1), 早瀬川流域= (5, 14.4), 小鳥瀬川流域= (5, 20.3), 琴畑川流域= (5, 8.7)	—
奥州金ヶ崎地域	奥州市	衣川流域=19.8, 太郎ヶ沢川流域=4.3, 岩堰川流域=8, 大田代川流域=11.1, 胆沢川流域=37.1, 伊手川流域=17, 浅井川流域=7.1, 荒谷川流域=6.7	北上川流域= (5, 54.2), 衣川流域= (9, 19.6), 伊手川流域= (5, 15.3)	北上川上流 [男山・桜木橋・大曲橋]
	金ヶ崎町	宿内川流域=7.8, 永沢川流域=13.9	—	北上川上流 [桜木橋]

両磐地域	一関市	金流川流域=17.2, 大平川流域=12.6, 中江川流域=5.1, 千厩川流域=13.4, 興田川流域=20.3, 夏川流域=19.1, 有馬川流域=10.2, 黄海川流域=16.9, 林川流域=7.2, 竹沢川流域=4.9, 猿沢川流域=9.3, 曾慶川流域=8.6, 砂鉄川流域=22.5, 久保川流域=16.8, 市野々川流域=8.5, 小猪岡川流域=12.8, 山谷川流域=5.2, 本寺川流域=6, 仏坂川流域=8.3, 大川流域=9.7, 津谷川流域=10.8, 田茂木川流域=8.2, 滝沢川流域=7.9	北上川流域= (6, 61.9), 大平川流域= (6, 11.3), 千厩川流域= (6, 12), 興田川流域= (6, 18.2), 林川流域= (6, 6.4), 猿沢川流域= (6, 8.3), 曾慶川流域= (6, 8.6), 砂鉄川流域= (6, 20.2), 山谷川流域= (8, 4.6), 大川流域= (6, 8.7)	北上川上流 [狐禅寺・諏訪前・釣山・妻神]
	平泉町	笹谷川流域=6, 荒川流域=7, 太田川流域=10.1, 衣川流域=27.2, 徳沢川流域=5.9, 戸河内川流域=8.5	—	北上川上流 [大曲橋・狐禅寺・釣山]
久慈地域	久慈市	瀬月内川流域=7.9, 安堵城沢流域=2.4, 久慈川流域=23.8, 夏井川流域=14, 長内川流域=28.3, 茅森川流域=6.7, 日野沢川流域=5.1, 遠別川流域=14.2, 小屋畑川流域=7.5, 川又川流域=14.2, 葛形沢流域=12.5, 南畑沢流域=9.5, 二又川流域=6.9, 宇部川流域=9.7, 谷地中川流域=7.7, 鳥谷川流域=7.9	久慈川流域= (5, 23.8), 夏井川流域= (5, 14), 長内川流域= (5, 22.9), 小屋畑川流域= (5, 6.7), 宇部川流域= (5, 8.7), 鳥谷川流域= (5, 7.1)	—
	普代村	普代川流域=20.3, 茂市川流域=7.1, 力持川流域=8.1	普代川流域= (6, 18.2), 茂市川流域= (6, 7.1)	—
	野田村	安家川流域=25.3, 宇部川流域=21.1, 明内川流域=7.4, 秋田川流域=4.5	宇部川流域= (9, 13.1), 明内川流域= (5, 6.6)	—
	洋野町	川尻川流域=11.3, 大浜川流域=9.7, 有家川流域=8.7, 高家川流域=9.1, 大野川流域=7.6, 蒲の口川流域=3.9, 原子内川流域=10.3, 東横山川流域=4.2, 和座川流域=12.2, 洪谷川流域=7.7, 土釜川流域=6.6, 小山川流域=7.9, 廿一川流域=6.1	川尻川流域= (5, 10.1), 大浜川流域= (5, 8.7), 原子内川流域= (5, 9.2)	—
宮古地域	宮古市	閉伊川流域=53.3, 山口川流域=5.6, 近内川流域=9.9, 長沢川流域=18.8, 牛伏沢流域=7.2, 飛沢川流域=6.9, 刈屋川流域=27.2, 小国川流域=28, 夏屋川流域=10.1, 大野川流域=7.8, 北川目沢流域=9.2, 平沢流域=5.9, 岩穴沢流域=11.6, 尻石沢流域=12.7, 中之又沢流域=6.9, 薬師川流域=14.3, 湯沢川流域=7.3, 撰待川流域=19, 神田川流域=15, 八木沢川流域=9.2, 津軽石川流域=27.1, 田代川流域=19.4, 根井沢流域=4, 音部川流域=10.4, 重茂川流域=14.8, 女遊戸川流域=9.2, 小田代川流域=8.8, 大沢川流域=11.2, 長内川流域=11.1, 石浜沢流域=10.8,	閉伊川流域= (5, 50.2), 近内川流域= (5, 8.5), 長沢川流域= (9, 14.9), 牛伏沢流域= (5, 7.1), 刈屋川流域= (5, 24.4), 小国川流域= (5, 25.2), 夏屋川流域= (5, 9), 平沢流域= (5, 5.3), 岩穴沢流域= (5, 10.4), 尻石沢流域= (5, 11.4), 薬師川流域= (5, 12.8), 撰待川流域= (5, 17.1), 神田川流域= (5, 13.5), 八木沢川流域= (5, 7.8), 津軽石川流域= (5, 27.1), 田代川流域= (5, 17.4), 根井沢流域= (5, 3.5), 音部川流域= (5, 9.3), 重茂川流域= (5, 13.3), 小田代川流域= (5, 7.9), 長内川流域= (5, 9.9), 石浜沢流域= (5, 9.7)	—
	山田町	津軽石川流域=26.6, 豊間根川流域=6.3, 関口川流域=11.6, 織笠川流域=13.9	織笠川流域= (5, 12.5)	—
	岩泉町	安家川流域=16, 年々沢流域=6.5, 折壁川流域=9.2, 小本川流域=43.2, 長内川流域=3.8, 鼠入川流域=13.8, 清水川流域=11.9, 宇津野沢流域=7.2, 大川流域=24.7, 松橋川流域=8.7, 撰待川流域=12.2, 小成川流域=8.3	安家川流域= (6, 16), 年々沢流域= (5, 5.8), 折壁川流域= (5, 8.2), 小本川流域= (5, 38.8), 長内川流域= (6, 3.4), 鼠入川流域= (5, 12.4), 清水川流域= (5, 10.7), 宇津野沢流域= (5, 6.4), 大川流域= (5, 22.2), 松橋川流域= (5, 7.8)	—
	田野畑村	三田市川流域=4.7, 普代川流域=9.5, 明戸川流域=9.9, 平井賀川流域=8.8, 松前川流域=11.7, 白池川流域=6.8, 姫松川流域=7.5, 田代川流域=6.6	—	—
釜石地域	釜石市	鶴住居川流域=29.2, 甲子川流域=28.4, 片岸川流域=16.1, 熊野川流域=13.8	鶴住居川流域= (5, 22.5)	—
	大槌町	大槌川流域=22.9, 小槌川流域=17.4	大槌川流域= (5, 20.5), 小槌川流域= (5, 12.2)	—
大船渡地域	大船渡市	甫嶺川流域=9.3, 綾里川流域=8.3, 後ノ入川流域=8.8, 盛川流域=25.3, 須崎川流域=8.9, 中井川流域=4.5, 立根川流域=9.4, 小通川流域=6.8, 鷹生川流域=11.2	—	—
	陸前高田市	気仙川流域=38, 滝の里川流域=5.9, 矢作川流域=15.6, 壺の沢川流域=7.1, 中平川流域=10.6, 浜田川流域=6.6, 川原川流域=4.5, 長部川流域=7.4	気仙川流域= (9, 30.9), 矢作川流域= (9, 14), 川原川流域= (5, 4.5)	—
	住田町	気仙川流域=39.7, 大股川流域=22, 新切川流域=11	気仙川流域= (5, 33.5)	—

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
盛岡地域	盛岡市	8	66
	八幡平市	6	78
	滝沢市	8	75
	雫石町	7	75
	葛巻町	6	63
	岩手町	5	59
	紫波町	6	73
	矢巾町	8	84
二戸地域	二戸市	6	62
	軽米町	6	68
	九戸村	6	75
	一戸町	5	74
花北地域	花巻市	7	69
	北上市	7	69
	西和賀町	7	91
遠野地域	遠野市	6	72
奥州金ヶ崎地域	奥州市	7	68
	金ヶ崎町	5	76
両磐地域	一関市	8	82
	平泉町	6	91
久慈地域	久慈市	6	74
	普代村	8	85
	野田村	6	72
	洋野町	6	80
宮古地域	宮古市	5	61
	山田町	7	90
	岩泉町	6	58
	田野畑村	6	91
釜石地域	釜石市	7	97
	大槌町	6	95
大船渡地域	大船渡市	8	101
	陸前高田市	7	104
	住田町	7	90

(別表4) 洪水注意報基準

令和6年5月23日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
盛岡地域	盛岡市	北上川流域=30, 大沢川流域=5.2, 南川流域=6.8, 築川流域=13.9, 濁川流域=7.9, 大橋川流域=4.3, 松川流域=18.4, 西郡川流域=4.3, 金洗川流域=4.9, 砂子川流域=4.4, 諸葛川流域=14.4, 米内川流域=12.4, 湯沢川流域=4.6, 生出川流域=7.5, 飛田川流域=4.6	北上川流域=(5, 26), 大沢川流域=(5, 5.2), 南川流域=(5, 6.8), 雲石川流域=(6, 23.4), 濁川流域=(5, 7.9), 大橋川流域=(5, 4.3), 松川流域=(5, 14.7), 西郡川流域=(6, 3.4), 金洗川流域=(5, 4.9), 砂子川流域=(5, 4.4), 湯沢川流域=(5, 4.5), 飛田川流域=(6, 3.6)	北上川上流 [館坂橋・明治橋・山岸], 雲石川 [太田橋]	
	八幡平市	安比川流域=11.4, 目名市川流域=5.9, 打田内川流域=6, 鍋越川流域=5.1, 松川流域=18.8, 赤川流域=17.2, 涼川流域=6.8, 押口沢流域=3.7, 小松尾沢川流域=3.1, 米代川流域=23.2, 矢神川流域=5.6, 大沢川流域=6.5, 切通川流域=7.1, 寺沢川流域=4.1	安比川流域=(5, 9.1), 目名市川流域=(5, 4.7), 打田内川流域=(5, 4.8), 鍋越川流域=(5, 4.4), 松川流域=(5, 15), 涼川流域=(5, 6.1), 押口沢流域=(5, 2.9), 小松尾沢川流域=(5, 2.5), 米代川流域=(5, 18.6), 矢神川流域=(5, 4.5)	—	
	滝沢市	北上川流域=43.6, 諸葛川流域=11.4, 金沢川流域=6.5, 越前堰流域=8.1, 木賊川流域=4.6, 菓子川流域=3.9, 仁沢瀬川流域=5.2	金沢川流域=(6, 5.2), 越前堰流域=(6, 6.5), 木賊川流域=(6, 4.5), 菓子川流域=(5, 3.9), 仁沢瀬川流域=(6, 4.2)	—	
	雫石町	雫石川流域=29.3, 黒沢川流域=8.4, 矢櫃川流域=10.3, 南畑川流域=14.8, 鶯宿川流域=11.7, 赤沢川流域=6.8, 上野沢流域=5.2, 志戸前川流域=13.1	雫石川流域=(6, 23.4), 矢櫃川流域=(5, 8.2), 南畑川流域=(5, 14.8), 鶯宿川流域=(5, 11.7), 赤沢川流域=(5, 6.8), 上野沢流域=(5, 5.2)	—	
	葛巻町	馬淵川流域=14.9, 星野川流域=4.6, 山形川流域=9.5, 外川川流域=9, 元町川流域=4.4, 宇別川流域=8.4, 土谷川流域=6.6	馬淵川流域=(5, 13.2), 星野川流域=(5, 3.6), 山形川流域=(5, 9.5), 外川川流域=(5, 9), 元町川流域=(5, 3.5), 宇別川流域=(5, 6.7), 土谷川流域=(5, 6.6)	—	
	岩手町	北上川流域=2.7, 古館川流域=8.8, 江刈内川流域=3.6, 大坊川流域=8.1, 笈ノ口川流域=2.6, 横沢川流域=4.9, 朽木川流域=3.8, 太田川流域=3.3, 黒内川流域=6.2, 黒石川流域=5.4	北上川流域=(5, 2.2), 古館川流域=(5, 7), 江刈内川流域=(5, 2.9), 大坊川流域=(5, 6.5), 笈ノ口川流域=(5, 2.1), 横沢川流域=(5, 3.9), 朽木川流域=(5, 3), 太田川流域=(5, 2.6), 黒内川流域=(5, 5), 黒石川流域=(5, 4.3)	—	
	紫波町	滝名川流域=12.4, 赤沢川流域=7.7, 平沢川流域=2.6, 大坪川流域=3.5, 岩崎川流域=10.5, 沢内川流域=6, 佐比内川流域=5.8, 平栗沢流域=2, 中沢川流域=4.2, 宮手川流域=7.6	北上川流域=(5, 46.2), 滝名川流域=(5, 9.9), 赤沢川流域=(5, 7.7), 平沢川流域=(5, 2.6), 大坪川流域=(5, 3.5), 岩崎川流域=(5, 8), 沢内川流域=(5, 6), 佐比内川流域=(5, 5.8), 平栗沢流域=(5, 1.6), 中沢川流域=(5, 3.3), 宮手川流域=(5, 7.6)	北上川上流 [紫波橋]	
	矢巾町	大沢川流域=4.8, 太田川流域=7.2, 岩崎川流域=4.9, 芋沢川流域=3, 向田川流域=2.8, 見前川流域=7.5	北上川流域=(5, 55.6), 大沢川流域=(6, 4.8), 岩崎川流域=(6, 4.9), 芋沢川流域=(6, 2.3), 向田川流域=(6, 2.2), 見前川流域=(6, 7.5)	北上川上流 [明治橋]	
	二戸地域	二戸市	馬淵川流域=25.5, 金田一川流域=7.7, 仁左平川流域=5.2, 十文字川流域=6.5, 白鳥川流域=6.9, 安比川流域=18.1, 中沢川流域=3.3, 蒔前川流域=4.3, 川又川流域=6.6, 岡本川流域=6.6, 吉田川流域=3.2, 太田川流域=5.8, 山内川流域=7	馬淵川流域=(5, 20.4), 金田一川流域=(5, 6.2), 十文字川流域=(5, 3.4), 安比川流域=(5, 15.7), 岡本川流域=(5, 5.3), 吉田川流域=(5, 2.6)	—
		軽米町	雪谷川流域=10.2, 瀬月内川流域=9.1, 塚内川流域=3.3, 笹渡川流域=6.8, 沢尻川流域=3.8, 小玉川流域=8.1, 米田川流域=6.4, 蛇口川流域=4.9	雪谷川流域=(5, 10.2), 瀬月内川流域=(5, 9.1), 塚内川流域=(5, 2.6), 笹渡川流域=(5, 5.4), 沢尻川流域=(5, 3), 小玉川流域=(5, 8.1), 米田川流域=(5, 5.1), 蛇口川流域=(5, 4)	—
九戸村		雪谷川流域=3.6, 瀬月内川流域=7.5, 荒田川流域=2.4, 大志田川流域=2.5, 安堵城沢流域=2.3	雪谷川流域=(5, 2.9), 瀬月内川流域=(5, 7.5), 荒田川流域=(5, 2.4), 大志田川流域=(5, 2.5), 安堵城沢流域=(5, 1.8)	—	

	一戸町	馬淵川流域=22.2, 女鹿川流域=8.6, 平糠川流域=4, 二ツ石川流域=9.2, 小繫川流域=4.6, 田子川流域=4.6	馬淵川流域= (5, 22.1), 平糠川流域= (5, 3.2), 二ツ石川流域= (5, 6.9), 小繫川流域= (5, 3.6), 田子川流域= (5, 3.7)	—
花北地域	花巻市	飯豊川流域=6.1, 豊沢川流域=19.7, 後川流域=3.5, 瀬川流域=11.9, 添市川流域=9.3, 滝沢川流域=3.9, 稗貫川流域=12.6, 葛丸川流域=13, 薬師堂川流域=4.8, 台川流域=5.6, 小通川流域=3.4, 毒沢川流域=7.2, 小又川流域=7.7, 大堰川流域=4.4, 中居川流域=11.1	北上川流域= (5, 29.2), 飯豊川流域= (5, 5.5), 豊沢川流域= (5, 16.4), 後川流域= (5, 3.4), 瀬川流域= (5, 11.9), 猿ヶ石川流域= (5, 22.7), 滝沢川流域= (6, 3.1), 稗貫川流域= (5, 12.6), 薬師堂川流域= (5, 3.3), 台川流域= (5, 4.8), 小通川流域= (6, 2.6), 毒沢川流域= (6, 5.8), 小又川流域= (5, 7.7), 大堰川流域= (5, 4.4), 中居川流域= (6, 8.9)	北上川上流 [紫波橋・朝日橋], 猿ヶ石川 [安野]
	北上市	和賀川流域=37.9, 黒沢川流域=6, 飯豊川流域=6.7, 夏油川流域=14.2, 尻平川流域=11.1, 北本内川流域=14.3	北上川流域= (5, 35.3)	北上川上流 [朝日橋・男山], 猿ヶ石川 [安野]
	西和賀町	和賀川流域=26.8, 南本内川流域=17.4, 小鬼ヶ瀬川流域=7, 鬼ヶ瀬川流域=9.4, 下前川流域=6.7, 本内川流域=9.7, 七内川流域=8.2, 横川流域=17.2	和賀川流域= (5, 21.4), 小鬼ヶ瀬川流域= (5, 7), 鬼ヶ瀬川流域= (5, 9.4), 本内川流域= (5, 9.7), 七内川流域= (6, 6.6), 横川流域= (5, 17.2)	—
遠野地域	遠野市	猿ヶ石川流域=31.2, 寺沢川流域=4.1, 来内川流域=10.8, 早瀬川流域=12.8, 猫川流域=9.2, 小鳥瀬川流域=18, 琴畑川流域=7.7, 荒川流域=8.8	猿ヶ石川流域= (5, 25), 来内川流域= (5, 10.7), 早瀬川流域= (5, 10.2), 小鳥瀬川流域= (5, 18), 琴畑川流域= (5, 6.2), 荒川流域= (5, 7)	—
	奥州市	衣川流域=15.8, 太郎ヶ沢川流域=3.4, 岩堰川流域=6.4, 大田代川流域=8.8, 胆沢川流域=29.6, 伊手川流域=13.6, 浅井川流域=5.6, 荒谷川流域=5.3	北上川流域= (5, 37.4), 衣川流域= (6, 12.6), 太郎ヶ沢川流域= (5, 3.3), 岩堰川流域= (5, 6.4), 人首川流域= (6, 15.2), 伊手川流域= (5, 10.8), 浅井川流域= (6, 4.5), 荒谷川流域= (6, 4.2)	北上川上流 [桜木橋・大曲橋]
	金ヶ崎町	宿内川流域=6.2, 永沢川流域=11.1	—	北上川上流 [桜木橋]
両磐地域	一関市	金流川流域=11.4, 大平川流域=8.3, 中江川流域=4.1, 千厩川流域=10.7, 興田川流域=16.2, 夏川流域=15.2, 有馬川流域=7.4, 黄海川流域=12.3, 林川流域=5.7, 竹沢川流域=3.9, 猿沢川流域=7.4, 曾慶川流域=6.8, 砂鉄川流域=18, 久保川流域=13.4, 市野々川流域=6.8, 小猪岡川流域=10.2, 山谷川流域=4.2, 本寺川流域=4.8, 仏坂川流域=6.6, 大川流域=7.7, 津谷川流域=8.6, 田茂木川流域=6.5, 滝沢川流域=6.3	北上川流域= (5, 50.6), 金流川流域= (7, 11.4), 大平川流域= (5, 8.3), 千厩川流域= (5, 10.7), 興田川流域= (5, 16.1), 磐井川流域= (5, 28.2), 有馬川流域= (5, 7.4), 黄海川流域= (5, 12.3), 林川流域= (6, 4.6), 竹沢川流域= (7, 3.9), 猿沢川流域= (6, 5.9), 曾慶川流域= (6, 6.8), 砂鉄川流域= (5, 17), 久保川流域= (6, 10.7), 市野々川流域= (5, 6.8), 小猪岡川流域= (6, 8.2), 山谷川流域= (7, 4.1), 本寺川流域= (5, 4.8), 仏坂川流域= (5, 6.1), 大川流域= (6, 6.2), 津谷川流域= (6, 6.9), 田茂木川流域= (6, 5.2)	北上川上流 [狐禅寺・諏訪前・釣山・妻神]
	平泉町	笹谷川流域=3.2, 荒川流域=5.6, 太田川流域=8, 衣川流域=17, 徳沢川流域=3.6, 戸河内川流域=6.8	北上川流域= (5, 61.1), 笹谷川流域= (5, 2.6), 荒川流域= (5, 5.6), 太田川流域= (5, 8), 衣川流域= (5, 16.6), 徳沢川流域= (5, 3.2)	北上川上流 [大曲橋・狐禅寺]
久慈地域	久慈市	瀬月内川流域=6.3, 安堵城沢流域=1.9, 久慈川流域=19, 夏井川流域=8.3, 長内川流域=22.6, 茅森川流域=5.3, 日野沢川流域=4, 遠別川流域=11.3, 小屋畑川流域=6, 川又川流域=11.3, 葛形沢流域=10, 南畑沢流域=7.6, 二又川流域=5.5, 宇部川流域=7.7, 谷地中川流域=6.1, 鳥谷川流域=6.3	瀬月内川流域= (5, 5), 安堵城沢流域= (5, 1.5), 久慈川流域= (5, 17), 夏井川流域= (5, 8.3), 長内川流域= (5, 18.1), 茅森川流域= (5, 4.2), 日野沢川流域= (5, 4), 遠別川流域= (5, 9), 小屋畑川流域= (5, 5.8), 川又川流域= (5, 10.7), 葛形沢流域= (5, 8), 南畑沢流域= (5, 6.1), 二又川流域= (5, 4.4), 宇部川流域= (5, 7.7), 谷地中川流域= (5, 4.9), 鳥谷川流域= (5, 5)	—
	普代村	普代川流域=16.2, 茂市川流域=5.6, 力持川流域=6.4	普代川流域= (6, 13), 茂市川流域= (6, 5.6), 力持川流域= (5, 6.4)	—
	野田村	安家川流域=20.2, 宇部川流域=16.8, 明内川流域=5.9, 秋田川流域=3.6	安家川流域= (5, 16.2), 宇部川流域= (5, 10.9), 明内川流域= (5, 5.9), 秋田川流域= (5, 3.6)	—
	洋野町	川尻川流域=6.5, 大浜川流域=4.9, 有家川流域=7, 高家川流域=7.3, 大野川流域=6, 蒲の口川流域=3.1, 原子内川流域=8.2, 東横山川流域=3.3, 和座川流域=9.7, 渋谷川流域=6.1, 土釜川流域=5.2, 小山川流域=6.3, 廿一川流域=4.8	川尻川流域= (5, 5.2), 大浜川流域= (5, 3.2), 有家川流域= (5, 6.7), 高家川流域= (5, 7.2), 大野川流域= (5, 5.4), 蒲の口川流域= (5, 3), 原子内川流域= (5, 8.2), 東横山川流域= (5, 2.6), 和座川流域= (5, 9.7), 渋谷川流域= (5, 6.1), 土釜川流域= (5, 5.2), 小山川流域= (5,	—

			6.3), 廿一川流域=(5, 4.8)	
宮古地域	宮古市	閉伊川流域=26.7, 山口川流域=4.4, 近内川流域=7.9, 長沢川流域=15, 牛伏沢流域=5.7, 飛沢川流域=5.5, 刈屋川流域=21.7, 小国川流域=22.4, 夏屋川流域=8, 大野川流域=6.2, 北川目沢流域=7.3, 平沢流域=4.7, 岩穴沢流域=9.2, 尻石沢流域=10.1, 中之又沢流域=5.5, 薬師川流域=11.4, 湯沢川流域=5.8, 撰待川流域=15.2, 神田川流域=12, 八木沢川流域=7.3, 津軽石川流域=20.7, 田代川流域=15.5, 根井沢流域=3.2, 音部川流域=8.3, 重茂川流域=11.8, 女遊戸川流域=7.3, 小田代川流域=7, 大沢川流域=8.9, 長内川流域=8.8, 石浜沢流域=8.6	閉伊川流域=(5, 26.7), 山口川流域=(5, 3.5), 近内川流域=(5, 7.6), 長沢川流域=(5, 12), 牛伏沢流域=(5, 4.6), 飛沢川流域=(5, 4.4), 刈屋川流域=(5, 17.4), 小国川流域=(5, 17.9), 夏屋川流域=(5, 6.4), 大野川流域=(5, 5), 北川目沢流域=(5, 5.8), 平沢流域=(5, 3.8), 岩穴沢流域=(5, 7.4), 尻石沢流域=(5, 8.1), 中之又沢流域=(5, 4.4), 薬師川流域=(5, 9.1), 湯沢川流域=(5, 4.6), 撰待川流域=(5, 12.2), 神田川流域=(5, 9.6), 八木沢川流域=(5, 5.8), 津軽石川流域=(5, 19.3), 田代川流域=(5, 15), 根井沢流域=(5, 2.5), 音部川流域=(5, 6.6), 重茂川流域=(5, 11.8), 女遊戸川流域=(5, 5.8), 小田代川流域=(5, 5.6), 大沢川流域=(5, 7.1), 長内川流域=(5, 7), 石浜沢流域=(5, 8.6)	—
	山田町	津軽石川流域=21.2, 豊間根川流域=4.9, 関口川流域=9.2, 織笠川流域=11.1	津軽石川流域=(5, 20), 関口川流域=(5, 7.7), 織笠川流域=(5, 11)	—
	岩泉町	安家川流域=12.8, 年々沢流域=5.2, 折壁川流域=7.3, 小本川流域=21.6, 長内川流域=3, 鼠入川流域=11, 清水川流域=9.5, 宇津野沢流域=5.7, 大川流域=19.7, 松橋川流域=6.9, 撰待川流域=9.7, 小成川流域=6.6	安家川流域=(6, 10.2), 年々沢流域=(5, 4.2), 折壁川流域=(5, 7.3), 小本川流域=(5, 12.6), 長内川流域=(6, 2.4), 鼠入川流域=(5, 11), 清水川流域=(5, 9.5), 宇津野沢流域=(5, 5.7), 大川流域=(5, 15.8), 松橋川流域=(5, 6.9), 小成川流域=(5, 6.6)	—
	田野畑村	三田市川流域=3.8, 普代川流域=7.6, 明戸川流域=7.9, 平井賀川流域=7, 松前川流域=9.3, 白池川流域=5.4, 姫松川流域=6, 田代川流域=5.2	—	—
釜石地域	釜石市	鶴住居川流域=23.3, 甲子川流域=22.7, 片岸川流域=12.8, 熊野川流域=11	鶴住居川流域=(5, 20.3), 甲子川流域=(5, 22.7), 片岸川流域=(5, 12.8), 熊野川流域=(7, 8.4)	—
	大槌町	大槌川流域=15.1, 小鎌川流域=13.9	大槌川流域=(5, 15), 小鎌川流域=(5, 11)	—
大船渡地域	大船渡市	甫嶺川流域=7.4, 綾里川流域=6.6, 後ノ入川流域=7, 盛川流域=20.2, 須崎川流域=7.1, 中井川流域=3.6, 立根川流域=7.5, 小通川流域=5.4, 鷹生川流域=8.9	甫嶺川流域=(5, 6.9), 綾里川流域=(5, 6.6), 後ノ入川流域=(6, 6), 盛川流域=(5, 19.4), 須崎川流域=(5, 7.1), 立根川流域=(5, 6.9), 小通川流域=(7, 5), 鷹生川流域=(7, 8.3)	—
	陸前高田市	気仙川流域=30.4, 滝の里川流域=3.8, 矢作川流域=12.4, 壺の沢川流域=4.7, 中平川流域=8.4, 浜田川流域=4.5, 川原川流域=3.6, 長部川流域=5.9	気仙川流域=(6, 24.3), 滝の里川流域=(5, 3.8), 矢作川流域=(6, 9.9), 壺の沢川流域=(5, 4.7), 中平川流域=(6, 6.7), 浜田川流域=(5, 4.5), 川原川流域=(5, 3.6), 長部川流域=(5, 5)	—
	住田町	気仙川流域=31.7, 大股川流域=17.6, 新切川流域=8.8	気仙川流域=(5, 29.7)	—

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

## 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (3) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (4) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。

〈参考〉

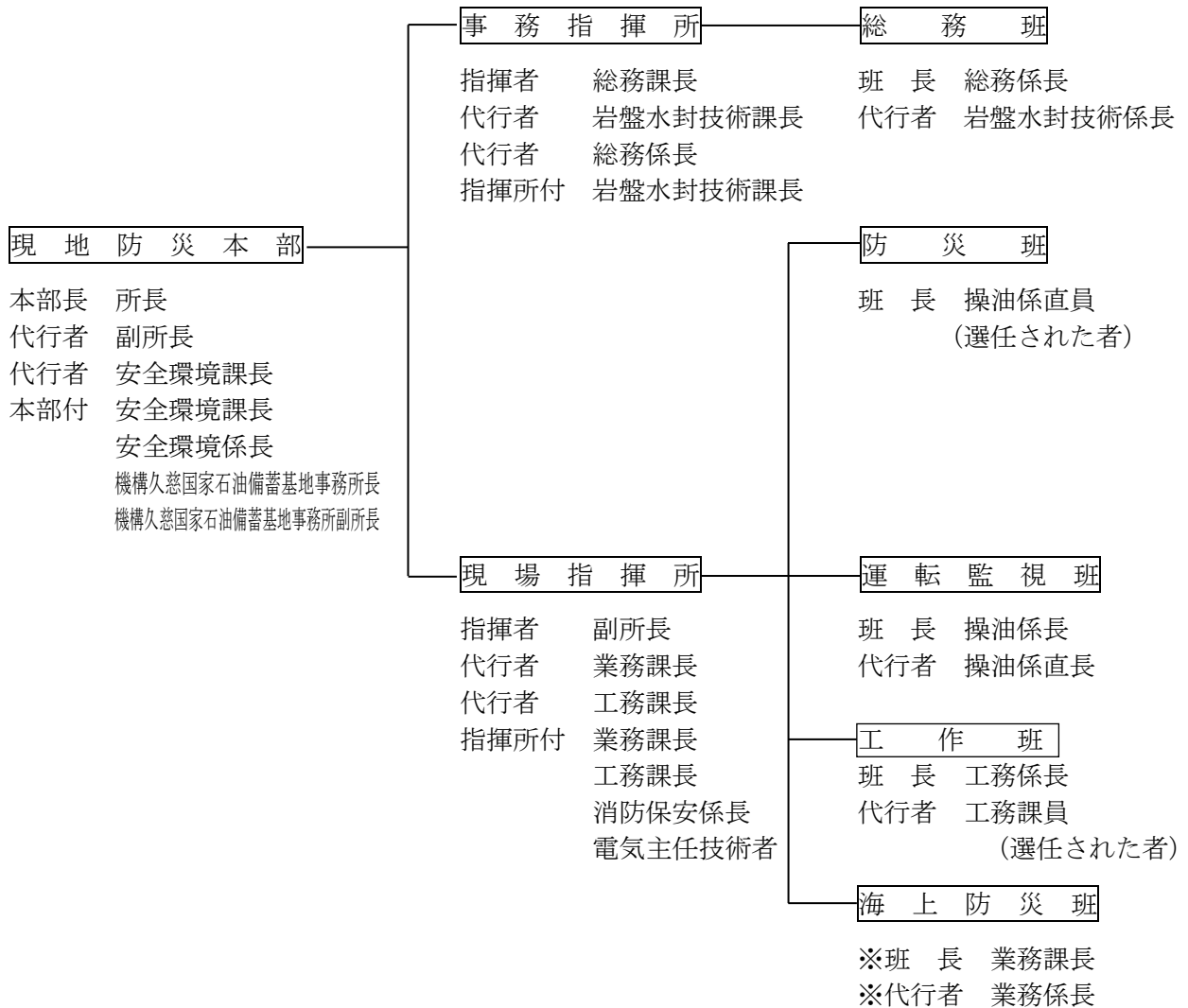
土壌雨量指数:降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数:河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて 河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数:短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

10 特定事業所（独立行政法人 エネルギー・金属鉱物資源機構 久慈国家石油備蓄基地）の自衛防災組織

(1) 班の編成



※ 緊急放出訓練等でバーマスター駐在中はバーマスターが班長、代行者の職務にあたる。

注) 自衛防災組織を構成しているのは、独立行政法人 エネルギー・金属鉱物資源機構から石油備蓄基地の操業を委託されている、日本地下石油備蓄株式会社久慈事業所の社員である。

(2) 活動の分担

班名	活動の分担
総務班	①災害情報の収集並びに防災本部及び防災関係機関への伝達 ②社外広報 ③人員把握、車両手配等庶務全般
防災班	①消火、延焼防止活動 ②流出油の防御活動 ③その他災害拡大防止活動 ④負傷者等の救護



班 名	活 動 の 分 担
運転監視班	①装置の監視と指揮所への情報提供 ②装置の停止、孤立操作
工作班	①防災戦術の検討、進言 ②防災資機材の確認、調達 ③仮設工事等協力会社の指揮 ④負傷者等の救護 ⑤防災活動に必要な防災班の後方支援
海上防災班	①海上流出油の防除、回収 ②消火、延焼防止活動

## 11 相互応援協定等

### (1) 消防相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、第2条に規定する一部事務組合及び市の行政区域内に災害が発生した場合における消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定組合等)

第2条 この協定は、次に掲げる一部事務組合及び市（以下「協定組合等」という。）の相互間において行うものとする。

- (1) 盛岡地区広域行政事務組合
- (2) 宮古地区広域行政組合
- (3) 一関市
- (4) 釜石大槌地区行政事務組合
- (5) 胆江地区消防組合
- (6) 久慈地区広域行政事務組合
- (7) 花巻市
- (8) 北上地区消防組合
- (9) 大船渡地区消防組合
- (10) 遠野市
- (11) 陸前高田市
- (12) 二戸地区広域行政事務組合

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、次の災害をいう。

- (1) 消火、救急及び救助の応援活動を必要とする大規模又は特殊な災害
- (2) 火災原因調査の応援活動を必要とする大規模又は特異な火災

(応援要請)

第4条 災害が発生した協定組合等（以下「要請組合等」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第2条に規定する協定組合等（以下「応援組合等」という。）に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 人員並びに車両及び資機材等の種別及び数量
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路

- (5) 応援を要する期間
  - (6) その他応援の要請に必要な事項
- 2 応援の要請は、電話又はファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 応援組合等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由のない限り応援隊を派遣するものとする。

- 2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請組合等の長に通報するものとする。

(自主応援)

第6条 協定組合等は、第3条第1号に規定する災害が発生したと認められる場合において、要請組合等との連絡がとれないとき又は要請組合等が応援を要請するいとまがないと認めるときは、第4条の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、応援組合等は、同条の規定により要請組合等から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、法第47条の規定に基づき、要請組合等の長が行うものとする。

(応援活動の報告)

第8条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに要請組合等の消防長に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援組合等が負担する費用

- ア 公務上の災害補償
- イ 旅費及び諸手当
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 要請組合等への往復の途中において第三者に与えた損害の賠償補償費等

(2) 要請組合等が負担する費用

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものに限る。）
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 化学消火薬剤等の資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害の賠償費等

(2) 前2号に規定する以外の費用の負担については、要請組合等及び応援組合等が協議して定めるものとする。

(情報等の交換)

第10条 協定組合等は、この協定に基づく相互応援を円滑に行うため、必要に応じて情報及び資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、協定組合等の長が協議して定めるものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定組合等の消防長が協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書12通を作成し、協定組合等の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年4月1日

盛岡地区広域行政事務組合管理者	谷 藤 裕 明
宮古地区広域行政組合管理者 宮古市長	熊 坂 義 裕
一関市長	浅 井 東兵衛
釜石大槌地区行政事務組合管理者 釜石市長	小 沢 和 夫
胆江地区消防組合管理者 奥州市長	相 原 正 明
久慈地区広域行政事務組合管理者 久慈市長	山 内 隆 文
花巻市長	大 石 満 雄
北上地区消防組合管理者	伊 藤 彬
大船渡地区消防組合管理者 大船渡市長	甘 竹 勝 郎
遠野市長	本 田 敏 秋
陸前高田市長	中 里 長 門
二戸地区広域行政事務組合管理者 一戸町長	稲 葉 暉

## (2) 消防相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、八戸地域広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）と久慈地区広域行政事務組合（以下「乙」という。）のそれぞれの行政区域内に発生した災害並びに救急事故（以下「災害」という。）に対しての消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援の種別)

第2条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

### 1 普通応援

甲、乙それぞれが接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に発生地の組合（以下「被災組合」という。）の長の要請をまたずに出動する応援。

### 2 特別応援

甲又は乙の区域内に災害が発生した場合に被災組合の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、被災組合の長が電話、その他の方法により次の事項を明確にして応援組合の長に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の種別、数量
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた組合の長は特別の理由がない限り応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援組合の長は応援隊を派遣したときは出発時刻、出動人員、資機材の種別、数量、到着予定時刻等を要請組合の長に通報するものとする。
- 3 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに被災組合の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第5条 応援を要請した組合の消防長は、集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、被災組合の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第7条 応援隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(救急搬送への便宜)

第8条 甲乙それぞれは、救急事故等により医療機関へ傷病者を搬送する場合、搬送経路の誘導等について要請があった場合は便宜を供与し合うものとする。

(費用の負担)

第9条 この協定に基づく応援に要した費用については次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援職員の手当及び車両、資機材等の破損修理に要する費用は応援側の負担とする。
- (2) 応援隊員の死傷等による災害補償は応援側の責任において行うものとする。
- (3) 応援隊員が業務上第三者に損害を与えた場合の賠償は応援側が行うものとする。
- (4) 応援隊員の給食、燃料の補給については被災組合の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については甲、乙協議のうえ決定する。

(実施細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は甲、乙双方の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、そのつど甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定を証するため、正本2通を作成し記名押印のうえ甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和59年11月1日から効力を生ずる。

八戸地域広域市町村圏事務組合 管理者 秋山 皐二郎

久慈地区広域行政事務組合 管理者 久慈市長 久慈 義昭

### (3) 久慈地区広域行政事務組合消防相互応援協定書

#### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、第2条に規定する久慈地区広域行政事務組合を構成する市町村の行政区域内に発生した災害並びに救急及び救助事故（以下「災害」という。）が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (協定市町村)

第2条 この協定は、次に掲げる市町村（以下「協定市町村」という。）の相互間において行うものとする。

- (1) 久慈市
- (2) 洋野町
- (3) 普代村
- (4) 野田村

#### (応援の種別)

第3条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

##### 1 普通応援

協定市町村が接する地域で、別表に定める区域内に発生した火災を認知又は受報した場合、別命なく応援側から1隊出動する応援。

##### 2 特別応援

協定市町村の区域内に災害が発生した場合に、発生地の市町村の長の要請に基づいて出動する応援、並びに消防組織法第18条第3項の規定に基づく久慈地区広域行政事務組合消防長（以下「消防長」という。）の命令によって出動する応援。

#### (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、被災市町村の長から電話、その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量
- (4) 応援隊集結場所
- (5) その他必要な事項

#### (応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた市町村の長は当該市町村区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援市町村の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、資機材の種別、数

量、到着予定時刻等を受援市町村の長に通報するものとする。

- 3 前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに受援市町村の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第6条 消防長及び受援市町村の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 消防組織法第47条に基づく受援市町村の長の応援隊指揮の権限は、これを消防長又は受援市町村の消防団長に行わせる。

- 2 応援隊に対する指揮は、応援隊の長にこれを行わせるものとする。  
ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 この協定に基づく応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援消防団員の手当及び車両、資機材等の破損修理に要する費用は応援側の負担とする。
- (2) 応援隊員の死傷等による災害補償は、応援側の責任において行うものとする。
- (3) 応援隊員が業務上第三者に損害を与えた場合(受援市町村の指揮下以外)の賠償は応援側が行うものとする。
- (4) 応援隊員の給食、燃料の補給については、受援市町村において行うものとする。
- (5) 前各号以外の経費については、当事者間において協議のうえ決定する。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項、又は疑義が生じた場合は協定市町村の長が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第11条 この協定を証するため、正本4通を作成し協定市町村の長が記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、昭和62年4月1日から効力を生ずる。

附 則

この協定は、平成18年12月15日から施行する。



久慈市長 山内 隆文

洋野町長 水上 信宏

普代村長 深渡 宏

野田村長 小田 裕士

別表

応援市町村名	応援区域
久慈市	洋野町中野、帯島、水沢地区
洋野町	久慈市侍浜町本町、外屋敷、高家、桑畑、角柄地区 久慈市夏井町川代、大芦、富原地区 久慈市山形町戸呂町高松沢
久慈市	野田村城内、新山、広内、中沢地区
野田村	久慈市宇部町のうち小袖地区を除く全部
普代村	野田村下安家地区
野田村	普代村堀内地区

#### (4) 災害防止協定書

岩手県(以下「甲」という。)、久慈市(以下「乙」という。)及び日本地下石油備蓄株式会社(以下「丙」という。)は、丙が久慈市に設置する地下石油備蓄基地(以下「基地」という。)の操業に関する災害防止について万全を期するため、次のとおり協定を締結する。

##### (協定の目的)

第1条 この協定は、基地の操業に係る災害の防止に関する基本的事項を定めることにより、災害の発生及び拡大の防止等のため最善の措置を講じ、災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

##### (基本的事項)

第2条 丙は、基地の操業に伴う災害の防止が丙の重大な社会的責務である事を認識し、基地の火事、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害(以下「災害」という。)の防止について万全の措置を講ずるものとし、また、甲及び乙は、災害の防止に関する施策を講ずるものとする。

2 丙は、基地の操業に当たり、関係法令及び岩手県石油コンビナート等防災計画等を遵守し、甲、乙及び関係行政機関等の行う災害の防止に関する施策に積極的に協力するものとする。

3 丙は、関連事業者(基地の操業に関連して事業活動を行う丙以外の者をいう。以下同じ。)及び着標中のタンカーに対し、安全の確保及び災害の防止対策について必要な指導を行うものとする。

##### (保安の確保)

第3条 丙は、基地の管理運営に当たっては、常時、基地の適正な維持保全に努めるとともに、消防法(昭和23年法律第186号)第14条の2の規定に基づく予防規程及び石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第18条の規定に基づく防災規程を誠実に遵守するものとする。

2 丙は、前項の予防規程及び防災規程を検討し、必要があると認めるとき、又は甲及び乙の指示があったときは、その内容を改めるものとする。

##### (災害防止に係る設備の新增設等)

第4条 丙は、基地内の災害防止に係る主な施設及び設備の新設、増設又は変更(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、事前に甲及び乙に報告するものとする。

2 丙は、前項に定める施設及び設備の新設等の工事を行うときは、災害の発生及び拡大の防止等のため必要な措置を講ずるものとし、関連事業者に対しても同様の措置を講ずるよう積極的に指導を行うものとする。

##### (自衛防災組織)

第5条 丙は、丙及び関連事業者の従業員をもって自衛防災組織を設置するものとする。

2 丙は、災害が発生したときは、自衛防災組織を用い、災害の拡大防止、鎮圧のため有効かつ適切な措置を講ずるとともに、甲、乙及び関係行政機関等の行うこれらの措置に協力するものとする。

第6条 丙は、災害の防止に必要な施設及び設備を設け、防災資機材を備え付けるものとする。

2 丙は、前項の施設及び設備並びに防災資機材の点検を定期的実施し、その整備に努めるとともに点検記録を保存するものとする。この場合、甲及び乙は、必要な事項の報告を求めることができるものとする。

3 甲及び乙は、前項の規定による報告を受けた場合、必要があると認めるときは第1項の施設及び設備並びに防災資機材の改善を指示できるものとする。

(教育訓練等)

第7条 丙は、丙の従業員に対し、次に掲げる事項について、定期に及び随時に教育訓練を実施するものとする。

- (1) 安全思想の普及及び徹底
- (2) 自衛防災組織の運用訓練
- (3) その他災害対策に関する教育訓練

2 丙は、関連事業者の従業員に対し、前項の規定に準じ教育訓練を行うよう努めるものとする。

3 丙は、甲、乙又は関係行政機関等が行う防災訓練であって、基地の操業に関連のあるものについては積極的に参加するものとする。

(災害発生時の通報等)

第8条 丙は、基地の操業に関し、災害その他異常な現象が発生したときは、直ちに久慈地区広域行政事務組合消防本部に通報するとともに、必要事項について甲及び乙に報告するものとする。

(立入調査、指示等)

第9条 甲及び乙は、この協定の実施に必要な限度において、又は前条の規定により通報のあった場合において必要と認めるときは、基地に立ち入り、調査し、又は関係者に質問することができるものとする。この場合において、甲及び乙は知り得た基地の企業上の秘密を遵守するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により調査等を実施した結果、災害の発生又は再発の防止上必要と認めるときは、丙に適切な措置を講ずるよう指示することができるものとする。

(損害賠償)

第10条 丙は、基地の操業に起因して災害が発生し、基地周辺地域住民に損害を与えたときは、その損害について誠意をもって賠償するものとする。

2 丙は、関連事業者が基地の操業に起因して災害が発生させ、基地周辺地域住民に損害を与えたときは、関連事業者にその損害賠償交渉を誠意をもって行うよう指導するものとする。

3 丙は、着標中のタンカーに起因して災害が発生し、基地周辺地域住民に損害を

与えたときは、タンカーの責めに帰する損害賠償について、その交渉が円滑に進むよう誠意をもって助言するものとする。

(公表)

第11条 甲及び乙は、立入調査の結果その他この協定に定める事項の実施状況について、必要があると認めるときは、公表することができるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義のある事項又は内容変更を要する事項などについては、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙において記名押印のうえ各1通を保有する。

平成5年7月14日

甲 岩手県盛岡市内丸10番1号  
岩手県知事 工藤 巖

乙 岩手県久慈市川崎町1番1号  
久慈市長 久慈 義昭

丙 東京都港区芝大門二丁目10番12号  
日本地下石油備蓄株式会社  
代表取締役社長 村松 克之

## (5) 岩手県沿岸排出油等防除協議会則

### (目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として、岩手県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質（以下「排出油等」という。）が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

### (協議会の名称)

第2条 この会の名称を「岩手県沿岸排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

### (協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル等）の作成
- (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資機材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する講習及び訓練の実施
- (4) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

### (組織)

第4条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、釜石海上保安部長をもって充て、会務を総理する。

3 会員は、岩手県沿岸海域等において、別表に掲げる排出油等の防除活動に係る行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等とする。

4 協議会の組織を次の5地区に区分する。

- (1) 久慈地区（洋野町、久慈市、野田村）
- (2) 宮古地区（普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市）
- (3) 山田地区（山田町）
- (4) 釜石地区（釜石市、大槌町）
- (5) 大船渡陸前高田地区（大船渡市、陸前高田市）

5 各地区に地区部会を設け、各地区における大量の油又は排出油等が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することとする。

6 各地区部会の名称、部会長及び庶務担当は次のとおりとする。

地区部会名称	地区部会長	庶務担当
久慈地区部会	八戸海上保安部長	八戸海上保安部警備救難課
宮古地区部会	宮古海上保安署長	宮古海上保安署
山田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課

釜石地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
大船渡陸前高田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課

7 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから第5条の会議の同意を得て会長又は地区部会長が指名する。

#### (会議)

第5条 会議は定例会議及び臨時会議とし、会長又は地区部会長が召集するものとする。

- 2 定例会議は、年1回程度開催する。
- 3 臨時会議は、必要に応じ開催する。

#### (情報の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料（4月1日現在のもの）を毎年1回、会長に提出するものとする。

なお、変更を生じた場合は随時報告するものとする。

- (1) 資機材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- (3) その他、必要な事項

#### (訓練等)

第7条 会員は、排出油等事故発生時における防除活動の技術、知識向上のため、各地区の排出油等防除訓練のほか、随時開催する講習会に積極的に参加するものとする。

#### (情報提供)

第8条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知するものとする。

#### (総合調整本部の設置)

第9条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、総合調整本部を設置し、情報の共有や既実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。

2 前項の総合調整本部が設置された場合、当該地区の会員は、総合調整本部に担当者を派遣するものとする。

3 会長又は地区部会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む）、指定海上防災機関の職員、その他の防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加を要請するものとする。

### **(会員による防除活動等)**

第 10 条 会員である船舶所有者等、石油関係企業、石油化学・電力等の企業等は、海防法第 39 条第 2 項各号に掲げる原因者又は同条第 4 項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体にあつては、固有の事務又は海防法第 41 条の 2 の規定による海上保安部長等の要請により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、港湾土木関係企業、油処理関連企業、漁業者団体等にあつては、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛による防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

### **(経費の求償)**

第 11 条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

### **(災害補償)**

第 12 条 防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する関係機関等が当たるものとする。

### **(排出油等防除計画に係る意見の提出)**

第 13 条 協議会は、海防法第 43 条の 6 第 2 項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、同法律第 43 条の 5 第 1 項に基づく岩手県沿岸海域に係る排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対して意見を述べるものとする。

### **(協議)**

第 14 条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定めのない事項について、協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

### **(庶務)**

第 15 条 協議会の庶務は、釜石海上保安部警備救難課で行う。

付則

### **(施行期日)**

- 1 この会則は、平成 6 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 本会則は、一部改正の日（平成 10 年 1 月 28 日）から施行する。
- 3 本会則は、一部改正の日（平成 20 年 3 月 5 日）から施行する。
- 4 本会則は、一部改正の日（平成 26 年 3 月 31 日）から施行する。
- 5 本会則は、一部改正の日（平成 27 年 3 月 31 日）から施行する。

# 岩手県沿岸排出油等防除協議会会員名簿

別表

R5.8月現在

	会 員 名	担当部局	関係地区部会				
			久慈	宮古	山田	釜石大槌	大船渡 陸前高田
1	釜石海上保安部	警 備 救 難 課 救 難 係			○	○	○
2	八戸海上保安部	警 備 救 難 課	○				
3	宮古海上保安署			○			
4	東北地方整備局釜石港湾事務所					○	○
5	東北地方整備局釜石港湾事務所 久慈港出張所		○				
6	東北地方整備局釜石港湾事務所 宮古港出張所			○			
7	東北運輸局岩手運輸支局(宮古庁舎)	次 長		○			
8	岩手県復興防災部	消 防 安 全 課	○	○	○	○	○
9	岩手県農林水産部	水 産 振 興 課	○	○	○	○	○
10	岩手県県土整備部	港 湾 課	○	○	○	○	○
11	岩手県県北広域振興局 水産部	水 産 振 興 課	○				
12	岩手県県北広域振興局 土木部	河 川 港 湾 課	○				
13	岩手県沿岸広域振興局 宮古水産振興センター	水 産 振 興 課		○	○		
14	岩手県沿岸広域振興局 宮古土木センター	河 川 港 湾 課		○	○		
15	岩手県沿岸広域振興局 水産部	水 産 振 興 課				○	
16	岩手県沿岸広域振興局 土木部	河川港湾課 港湾グループ				○	
17	岩手県沿岸広域振興局 大船渡水産振興センター	水 産 振 興 課					○
18	岩手県沿岸広域振興局 大船渡土木センター	河 川 港 湾 課 港 湾 ・ 海 岸 チ ー ム					○
19	岩手県漁業取締事務所					○	
20	岩手県漁業協同組合連合会	指 導 部 指 導 課	○	○	○	○	○



	会 員 名	担当部局	関係地区部会				
			久慈	宮古	山田	釜石大槌	大船渡 陸前高田
21	日本漁船保険組合 岩手県支所	審 査 課	○	○	○	○	○
22	久慈警察署	地 域 課	○				
23	久慈市	総 務 部 防 災 危 機 管 理 課	○				
24	洋野町	水 産 商 工 課	○				
25	野田村	総務課庶務防災班	○				
26	久慈広域連合消防本部	消 防 課 消 防 係	○				
27	野田村漁業協同組合		○				
28	久慈市漁業協同組合		○				
29	小子内浜漁業協同組合	指 導	○				
30	洋野町漁業協同組合	総 務 課	○				
31	種市漁業協同組合		○				
32	(独)エネルギー・金属鉱物資源機構久慈国家石油備蓄基地事務所		○				
33	日本地下石油備蓄株式会社 久慈事業所	安 全 環 境 課	○				
34	久慈港運株式会社	総 務 課	○				
35	宮城建設株式会社	港湾漁港部庶務係	○				
36	五洋建設株式会社 久慈工事事務所	岩手営業所(釜石)と 統 合	○				
37	東亜建設工業株式会社 久慈工事事務所	所 長	○				
38	北日本造船株式会社 久慈工場		○				
39	宮古警察署	地 域 課		○			
40	宮古市	産業振興部 水産課		○			

	会 員 名	担当部局	関係地区部会				
			久慈	宮古	山田	釜石大槌	大船渡 陸前高田
41	岩泉町	農 林 水 産 課 林 業 水 産 課		○			
42	田野畑村	総 務 課		○			
43	普代村	建 設 水 産 課		○			
44	宮古地区広域行政組合消防本部 宮古消防署	警 防 係		○			
45	重茂漁業協同組合	参 事		○			
46	宮古漁業協同組合	総 務 部 指 導 課		○			
47	田老町漁業協同組合	購 買 課		○			
48	小本浜漁業協同組合	参 事		○			
49	田野畑村漁業協同組合	参 事		○			
50	普代村漁業協同組合	参 事		○			
51	岩手県小型船安全協会	事 務 局		○			
52	カメイ株式会社 三陸支店	法 人 営 業 課		○			
53	株式会社アベキ 宮古営業所	所 長		○			
54	株式会社塩釜商会 宮古支店	支 店 長		○			
55	宮古港湾運送株式会社	取 締 役 事 業 部 長		○			
56	株式会社本間組 岩手営業所	所 長		○			
57	株式会社佐賀組 宮古営業所	所 長		○			
58	大坂建設株式会社	海 事 部		○			
59	陸中建設株式会社	砕 石 事 業 部		○			
60	宮古港水先人	釜石水先人協会に 属 所		○			

	会 員 名	担当部局	関係地区部会				
			久慈	宮古	山田	釜石大槌	大船渡 陸前高田
61	山田町	水産商工課水産 手 一 ム			○		
62	宮古地区広域行政組合 山田消防署				○		
63	船越湾漁業協同組合	総 務 課			○		
64	三陸やまだ漁業協同組合	指 導 課			○		
65	株式会社サカモト				○		
66	有限会社最上商店				○		
67	釜石警察署	地域課 警備船班長				○	
68	釜石市	水 産 管 理 課 防 災 危 機 管 理 課				○	
69	大槌町	産 業 振 興 課 危 機 管 理 室				○	
70	釜石大槌地区行政事務組合 消防本部	消 防 課 予 防 係				○	
71	釜石市漁業協同組合連合会					○	
72	唐丹町漁業協同組合					○	
73	釜石湾漁業協同組合(岩手県水難救済会釜石救難所)					○	
74	釜石東部漁業協同組合	指 導 課				○	
75	新おおつち漁業協同組合					○	
76	釜石水先区水先人会	会 長				○	
77	岩手県オイルターミナル株式会社					○	
78	株式会社アベキ 釜石営業所	所 長				○	
79	カメイ株式会社 三陸支店 釜石営業所	法 人 営 業 課				○	
80	北日本石油株式会社 釜石販売支店	釜 石 直 売 課				○	

	会 員 名	担当部局	関係地区部会				
			久慈	宮古	山田	釜石大槌	大船渡 陸前高田
81	三陸興産株式会社	代 表 取 締 役				○	
82	海洋曳船株式会社	総 務 部		○		○	
83	日本製鉄株式会社 棒線事業部釜石製鉄所	工 程 業 務 室				○	
84	日鉄物流釜石株式会社	物 流 部 港 運 課				○	
85	東洋建設株式会社 岩手営業所					○	
86	若築建設株式会社 岩手営業所	所 長				○	
87	株式会社及川工務店	工 務 部				○	
88	あおみ建設株式会社 岩手営業所	所 長				○	
89	株式会社山元					○	
90	株式会社佐賀組 釜石営業所	所 長				○	
91	株式会社小澤組	総 務 部				○	
92	新光建設株式会社					○	
93	釜石レミコン株式会社	第 一 工 場				○	
94	大船渡警察署	地 域 課					○
95	大船渡市	水 産 課 漁 政 係					○
96	陸前高田市	地域振興部水産課					○
97	大船渡地区消防組合消防本部	消防課通信指令係					○
98	気仙郡漁業協同組合連合会	細 浦 給 油 所					○
99	広田湾漁業協同組合	企 画 指 導 課					○
100	大船渡市漁業協同組合	総 務 課					○

	会 員 名	担当部局	関係地区部会				
			久慈	宮古	山田	釜石大槌	大船渡 陸前高田
101	綾里漁業協同組合	総 務 課					○
102	越喜来漁業協同組合						○
103	吉浜漁業協同組合						○
104	カメイ株式会社 大船渡油槽所						○
105	株式会社塩釜商会 大船渡支店						○
106	株式会社八木又商店	石 油 部					○
107	太平洋セメント株式会社 大船渡工場	設 備 部 機 械 課					○
108	東北汽船港運株式会社	業 務 部 業 務 課					○
109	山和商店有限会社	社 長					○
110	東海運株式会社 大船渡営業所						○
111	りんかい日産建設株式会社 岩手営業所						○
112	株式会社佐賀組						○
113	株式会社菊池組	総 務 営 業 部 長					○
114	株式会社明和土木						○

(6) 久慈地区石油コンビナート等特別防災区域防災対策協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、久慈地区石油コンビナート等特別防災区域において、出火または石油の流失等災害が発生した場合における、防災のための非常通報連絡を円滑に実施するとともに的確な情報を把握し、もって防災対策を強化し効果的に推進することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、久慈地区石油コンビナート等特別防災区域防災対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(組織)

第3条 協議会は、久慈広域連合消防本部及び日本地下石油備蓄株式会社久慈事業所で構成し、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、久慈広域連合消防本部消防長をもって充てる。
- 3 副会長は、日本地下石油備蓄株式会社久慈事業所長をもって充てる。
- 4 前2項以外の協議会構成員は別に定める。
- 5 事務局は、久慈広域連合消防本部に置く。

(業務)

第4条 協議会は、その目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 防災相互通信用無線局の運用に関すること。
- (2) 防災対策活動に必要な情報の収集伝達に関すること。
- (3) 防災に必要な機材及び器具の調整に関すること。
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(会議)

第5条 会議は、定例会と臨時会とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、会長が必要と認める場合に開催する。
- 4 会議の議長は、会長が充たるものとする。

(訓練)

第6条 火災発生時等における防災相互通信用無線局の円滑な運用を図るため、通信訓練を年1回以上行うものとする。

(会費)

第7条 会費は、臨時会費のみとし、必要に応じて徴収する。

(電波利用料)

第8条 日本地下石油備蓄株式会社久慈事業所で管理する無線局の電波利用料は、管理側で負担するものとする。

(その他)

第9条 この会則に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、その都度協議のうえ決定するものとする。

附 則

- この会則は、平成20年4月1日から施行する。  
この会則は、平成23年10月1日から施行する。  
この会則は、平成31年4月1日から施行する。  
この会則は、令和2年4月1日から施行する。

## (7) 久慈地区石油コンビナート等防災相互通信無線局運用細則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この細則は、「防災相互通信無線局の免許方針等について」(昭和58年郵波陸第18号)電波管理局長通達に基づき、久慈地区石油コンビナート等特別防災区域(石油コンビナート等災害防止法〔昭和50年、法律第84号〕)内における久慈地区石油コンビナート等特別防災区域防災対策協議会の防災相互通信の適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この細則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 無線局とは、電波法(昭和25年法律第131号)第2条第5号に規定する無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 統制局とは、久慈広域連合消防本部消防課通信指令室に設置された無線局をいう。
- (3) 移動局とは、携帯型陸上移動局をいう。
- (4) 防災無線局とは、防災相互通信用の周波数(158.35MHz)のみで運用する、日本地下石油備蓄株式会社久慈事業所に設置された移動局をいう。

#### (指導)

第3条 協議会の会長は、通信機器の機能を正常に維持し、かつ、適正な通信の運用を図るため、これらの点検、整備、通信方法、その他の必要な事項について指導を行わなければならない。

### 第2章 通信運用

#### (通信種別)

第4条 防災相互通信は、通信内容の緩急と重要度に応じて、緊急通信及び通常通信の2種とする。

- (1) 緊急通信は、災害発生 of 通報、応援要請、応援命令、指揮命令及び現場報告に区分する。
- (2) 通常通信は、連絡、情報、訓練及び演習等に用いるものとする。

#### (優先順位)

第5条 緊急通信は通常通信に優先するものとし、緊急通信相互間の通信が競合する場合の通信順位は、次のものとする。

- (1) 災害発生 of 通報
- (2) 応援要請
- (3) 応援命令
- (4) 指揮命令
- (5) 現場報告

#### (通信用語)

第6条 通信用語例は、別表第1のとおりとする。

#### (無線局の開局)

第7条 無線局の開局は、次の各号によるものとする。

- (1) 統制局は、常時開局しておくものとする。
- (2) 移動局及び防災移動局は、災害出動時及び統制局の指示により、開局するものとする。
- (3) 前各号のほか、有線電話に障害を生じ、又はそのおそれがあるとき、若しくは有感地震が発生したときは、別命なく開局するものとする。

(無線局の名称等)

第8条 統制局、移動局及び防災移動局の識別信号、設置場所は、別表第2のとおりとする。

(目的外の使用禁止)

第9条 無線局はみだりに目的外に使用してはならない。

(統制管理者)

第10条 統制管理者は久慈広域連合消防本部消防長の職にある者をもって充て、全無線局を統括し、その運用を統制管理する。

- 2 副統制管理者は、久慈広域連合消防本部消防次長の職にある者をもって充て、統制管理者を補佐し、統制管理者に事故あるときは、その職務を代行する。

(管理責任者)

第11条 管理責任者は、その者が属する統制局、移動局及び防災移動局の維持管理にあたる。

- 2 管理責任者は、各号の区分に応じ当該各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 統制局 久慈広域連合消防本部消防課長の職にある者をもって充てる。

(2) 移動局 久慈消防署長及び洋野消防署長の職にある者をもって充てる。

(3) 防災移動局 日本地下石油備蓄株式会社久慈事業所安全環境課長の職にある者をもって充てる。

(運用の原則)

第12条 防災相互通信は、原則として統制局の管理のもとに行う。

(通信方法)

第13条 統制管理者は、無線従事者に適正な方法により通信を行わせなければならない。

(監視及び検査)

第14条 管理責任者は、必要に応じて通信方法の監視並びに通信機器の機能の良否及び管理の適否を検査するものとする。

### 第3章 管理及び保管

(無線局の管理)

第15条 統制管理者は、無線局の現況を把握しておかななければならない。

- 2 管理責任者は、当該無線局の管理及び運用状況を把握し、無線局の機能が十分発揮できるよう努めなければならない。

3 無線従事者は、点検を行う等無線設備の機能が十分発揮できるよう努めなければならない。

(障害時の措置)

第16条 統制管理者は、防災相互通信に障害等の発生を知ったときは、次に定めるところにより必要な措置をとるものとする。

- (1) 各種通信機器の試験を実施し、消防無線その他の通信系をもって通信の確保を図ること。



(2) 消防部隊の運用について必要があると認めるときは、防災相互通信を消防無線運用に切り替えること。

(3) 関係機関との連絡に必要な通信の確保を図ること。

(無線設備等の変更)

第17条 管理責任者は、その者の管理する無線局の無線設備等を変更した場合は、統制管理者に届け出なければならない。

#### 第4章 点検及び整備

(点検の種別)

第18条 管理責任者は、次の各号に掲げる区分により無線従事者に適正な通信機器の点検を行わせなければならない。

(1) 交代時点検

(2) 使用後点検

(3) 定期点検

(点検の方法)

第19条 交代時点検は毎日の勤務交代時に、使用後点検は機器を使用後に次の事項に留意して行うものとする。

(1) 員数の確認

(2) 外観構造の異常の有無

第20条 定期点検は、月1回以上、次の事項に留意して行うものとする。

(1) 統制局と移動局間の通信及び機能の良否

(2) 移動局間相互の機能の良否

#### 第5章 簿冊及び諸報告等

(簿 冊)

第21条 通信機器の保管、点検及び整備に関する記録等を整理するため、次の関係簿冊を備えておかななければならない。

(1) 無線局備付書類台帳（電波法によるもの。）

(2) 無線業務日誌

(3) 無線従事者台帳

(4) 無線関係台帳

(管理及び運用状況報告)

第22条 管理責任者は、その者の管理する無線局の管理及び運用状況について毎年1月から12月まで調査し、別記様式1により翌年1月20日までに統制管理者に報告しなければならない。

(無線従事者の報告)

第23条 管理責任者は、無線従事者が次の事項に該当したときは、速やかに統制管理者に報告しなければならない。

(1) 無線従事者免許証記載事項に変更を生じたとき

(2) 無線従事者の資格を失ったとき

(3) 転勤又は退職等をしたとき

(委任)

第24条 この細則の細部について必要な事項は、統制管理者が定めることができる。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

通信用語例

1 通常時における通信方法

(1) 呼出

- |            |    |
|------------|----|
| ① 自局の識別信号  | 1回 |
| ② から       | 1回 |
| ③ 相手局の識別信号 | 1回 |
| ④ どうぞ      | 1回 |

(2) 応答

- |           |    |
|-----------|----|
| ① 自局の識別信号 | 1回 |
| ② です      | 1回 |
| ③ どうぞ     | 1回 |

2 緊急時における通信方法

(1) 呼出

- |            |    |
|------------|----|
| ① 「至急」     | 2回 |
| ② 自局の識別信号  | 1回 |
| ③ から       | 1回 |
| ④ 相手局の識別信号 | 1回 |
| ⑤ どうぞ      | 1回 |

(2) 応答

- |           |    |
|-----------|----|
| ① 「至急」    | 2回 |
| ② 自局の識別信号 | 1回 |
| ③ です      | 1回 |
| ④ どうぞ     | 1回 |

3 試験通信

- |           |    |
|-----------|----|
| ① 自局の識別信号 | 1回 |
| ② ただいま試験中 | 1回 |
| ③ 本日は晴天なり | 数回 |

4 通信感度及び明瞭度を表す用語

- メリット1 雑音の中に、かすかに通信らしきものが聞こえる程度
- メリット2 雑音が多く、話もゆがんで何回も繰り返して話を通じる程度
- メリット3 雑音、ひずみが多少あるが割合容易に通話ができる
- メリット4 雑音が多少残るが、十分明快に通話ができる
- メリット5 雑音が全くなく、非常に明快に通話ができる

別表第2（第8条関係）

無線局の種別	識別信号	設置(常置)場所	出力	備考
基地局 (統制局)	くじしょうぼう	久慈広域連合消防本部	10W	
陸上移動局 (移動局)	くじかがく 20	久慈消防署	5W	
	くじしれい 10	〃	〃	
	くじしき 10	〃	〃	
	くじかがく 10	〃	〃	
	くじきゅうじょ 10	〃	〃	
	ひろのしき 10	洋野消防署	〃	
	おおのたんく 10	洋野消防署大野分署	〃	
	やまがたたんく 10	久慈消防署山形分署	〃	
	のだたんく 10	久慈消防署野田分署	〃	
	ふだいたんく 10	久慈消防署普代分署	〃	
	くじきょてん 10	久慈広域連合消防本部	〃	
くじきょてん 20	〃	〃		
陸上移動局 (防災移動局)	ちかびぼうさい 1	久慈国家石油備蓄基地	1W	
	ちかびぼうさい 2	〃	〃	
	ちかびぼうさい 3	〃	〃	
	ちかびぼうさい 4	〃	〃	
	ちかびぼうさい 5	〃	〃	

別記様式1（第22条関係）

無線局管理運用状況報告書

年 月 日

統制管理者

様

管理責任者

識別信号		期間	年1月から 年12月まで	
無線従事者の資格		現在員数		
		名		
		名		
		名		
機器の故障の事実及び これに対する措置の概要				
空電、混信、受信感度の 減衰等不良の通信状態の 概要				
毎月の通信回数	1月	回	7月	回
	2月	回	8月	回
	3月	回	9月	回
	4月	回	10月	回
	5月	回	11月	回
	6月	回	12月	回
	合計			回
その他参考となる事項				

## 火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日  
消防災第267号消防庁長官

改正

平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応29号

### 第1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等につい

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

## 5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。



特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

##### (ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

##### (イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

- (ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故  
可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

#### イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

#### ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
  - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
  - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
  - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
  - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
  - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

#### 1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
  - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
  - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
  - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
  - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
    - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
    - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
  - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
  - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
  - 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

## 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

## 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

##### (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

##### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		( 月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)



## 2 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

### (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他( )				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人( 人)		
			重症 人( 人)		
			中等症 人( 人)		
			軽症 人( 人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台	人	
		消 防 団	台	人	
		消防防災ヘリコプター	機	人	
		海上保安庁	人		
自衛隊	人				
その他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## <救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

### 3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

#### (1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

#### (2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

#### (3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

#### (4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

#### (5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

#### (6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

#### (7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

#### (8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
  - 不審物（爆発物）の有無
  - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 ( 人 )		
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## <災害即報>

### 4 第4号様式

#### (1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

##### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所						発生日時	月 日 時 分						
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)							
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。





(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。





岩手県石油コンビナート等防災計画

発行 平成5年7月28日

改訂 令和7年3月28日

施行 令和7年4月1日

編集 岩手県石油コンビナート等防災本部  
(事務局 岩手県復興防災部消防安全課)